山鹿市社会福祉協議会
第３期地域福祉活動計画

みんながつくる　みんなでつくる
みんな安心・福祉のまち

平成３０年３月

社会福祉法人　山鹿市社会福祉協議会

山鹿市社会福祉協議会

第３期地域福祉活動計画

社会福祉法人

山鹿市社会福祉協議会

山鹿市社会福祉協議会　第３期地域福祉活動計画

目　次

第１章　地域福祉活動計画策定について

１．計画策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
２．計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
３．計画の位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
４．計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第２章　地域福祉を取巻く現状と課題

１．国の動向・施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
２．山鹿市を取巻く現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
３．市民アンケート調査結果（概要）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
４．社協を取巻く課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

第３章　施策の推進

１．基本理念（スローガン）と事業体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
２．事業展開に向けた基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
３．推進項目と個別事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
４．推進項目ごとの個別事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
　推進項目１　地域福祉の土壌づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
　推進項目２　住民活動の仕組みづくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
　推進項目３　在宅福祉サービスの充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
　推進項目４　介護保険・障がい福祉サービス事業の充実　・・・・・・・・・６２
　推進項目５　社協体制の強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８

第４章　計画の進行管理と評価

１．年度ごとの進行管理と評価及び次年度への反映　・・・・・・・・・・・・・７６
２．評価・検証の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７７

資料編

１．「社協・生活支援活動強化方針」～概要～　・・・・・・・・・・・・・・・・８０
２．策定経過　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
３．策定実施要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８３
４．策定委員会設置規程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８４
５．策定委員等名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６

第１章　地域福祉活動計画策定について

１．計画策定の背景

２．計画策定の趣旨

３．計画の位置付け

４．計画の期間

1．計画策定の背景

近年の社会状況や山鹿市の状況から次のような生活課題が生じており、地域で支え合うことや専門的な対応が必要になっています。

少子高齢化が一層進んでいる。
ひとり暮らし高齢者等の生活利便性の確保、人間関係の希薄化が進む中での孤立死や高齢者を狙った悪徳商法被害防止などが以前にも増して重要になっている。

加えて、熊本地震や九州北部豪雨災害など、災害に備えた避難や防災体制の整備も重要である。

また、生活困窮をはじめ複合的な課題を抱える世帯・人への専門的な対応と、近隣地域としての支え合いも課題となっている。

さらに、地域によっては、人口減少だけでなく世帯数の減少も進行しており、地域や集落の維持そのものが課題となっている。

なお、高齢者人口も平成３２年度前後をピークに減少に転じることが見込まれているが、人口に占める高齢者の割合は増加を続けると予測される。
財政面からも要介護状態や病気に極力ならない健康づくりや地域での取組みが必要とされる。

この様な状況を見据え、公的なサービスだけでなく、地域での支え合いや、ＮＰＯ、社会福祉法人、民間事業所等の協力のもとに、地域での安全・安心な暮らしづくりを地域全体で進めることが重要になっている。

2．計画策定の趣旨

山鹿市社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、新市発足以降初めてとなる平成 20 年度に策定した「山鹿市社会福祉協議会地域福祉活動計画」に沿って、市行政と連携した取り組みを進めてきました。
同計画は５年間の計画期間を終え、平成２４年度に第２期計画として見直しを行いました。
さらに、それから５年が経過し、近年の社会情勢や山鹿市の地域の実情に沿った計画となるよう、平成 29 年度に第３期計画として見直しを行うものです。

3. 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 109 条に規定され、地域福祉を担う社会福祉協議会の行動計画として策定するものです。

本市の地域福祉を推進する基本計画として山鹿市が策定する「山鹿市地域福祉計画」においては、地域福祉を推進する中で、社協が大きな役割を担うことが期待されていることからも、市行政と地域の生活課題や地域福祉の理念などを共有化し、推進を図っていきます。

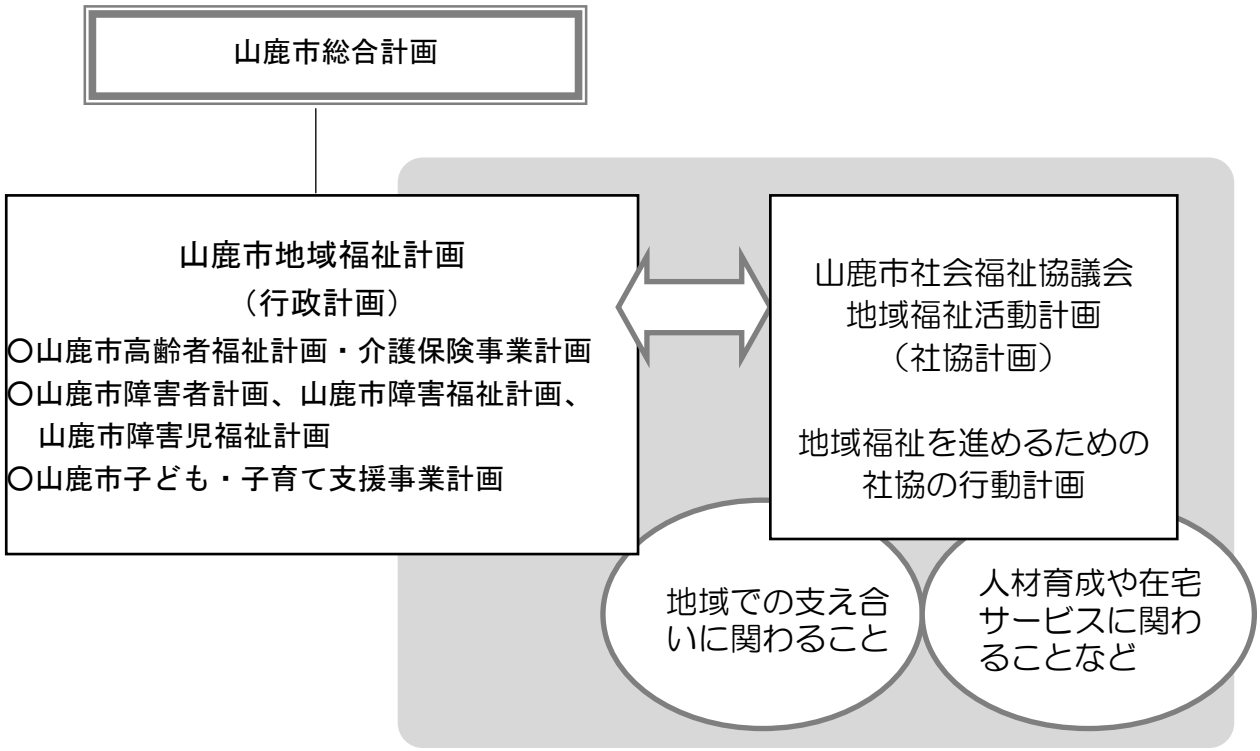

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、山鹿市地域福祉計画の計画期間に合わせて、平成 30～35 年度の６ヵ年間とします。

ただし、近年の社会・地域状況の変化はめまぐるしく、それに応じた計画の見直しが必要となることが見込まれます。

そのため、毎年度の事業報告、次年度の事業計画を、理事会・評議会に諮る中で必要な見直しを行います。

参考資料： 地域福祉に関する近年の法制度等の状況

地域福祉計画策定のガイドライン改定（厚生労働省、平成 29 年 9 月）

○福祉分野の上位計画としての位置付け

○地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取組むべき事項・包括的な支援体制の整備に関する事項

①様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、 土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等）との連携に関する事項

② 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

③ 制度の狭間の問題への対応の在り方

④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制

⑤ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開

⑥ 居住に課題を抱える人・世帯への横断的な支援の在り方

⑦ 就労に困難を抱える人への横断的な支援の在り方

⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

⑩ 高齢者や障がい者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

⑪ 保健・医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援の在り方

⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

⑬ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理

⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進

⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制

⑯ 役所・役場内の全庁的な体制整備

○包括的な支援体制の整備に関する事項

○住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることが出来る環境の整備等

○「住民に身近な圏域」において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築

○市町村における包括的な相談支援体制の構築

介護保険制度等の改正等

地域包括ケアシステムの全世代対応への移行

地域全体で、地域の課題に対応していく「地域、我が事、丸ごと」等の方針

地域のいろんな人材や関係機関が力を合わせ・工夫し、高齢者や障がい者をはじめとして地域住民全体が共生していくこと

第２章　地域福祉を取巻く現状と課題

１．国の動向・施策

２．山鹿市を取巻く現状

３．市民アンケート調査結果（概要）

４．社協を取巻く課題

1．国の動向・施策

≪地域共生社会の実現に向けた取組み≫

急激な少子高齢化等の中で、国は「地域共生社会の実現」を掲げ今後の地域づくりの指針としています。

地域共生社会の実現として次のような内容が示されており、特に地域福祉計画の役割が、改めて位置づけられ、地域全体で支え合いを進める必要性がうたわれています。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」ではなく、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題への包括的支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- ●住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ●複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ●地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ●地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ●共生型サービスの創設
- ●市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な 包括的支援のあり方の検討

地域丸ごとのつながりの強化

- ●多様な担い手の育成・参画、 民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ●社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と 丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

専門人材の機能強化・最大活用

- ●対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ●福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

2．山鹿市を取巻く現状

（１）人口、年齢構成の推移

本市の総人口は平成２７年国勢調査で 52,264 人で新市発足以降の１０年で約 5,500 人、9.5%の減少となっている。

平成 27 年でみると 15 歳未満の年少人口割合（年少人口率）は 12.1%。65 歳以上の高齢者割合（高齢化率）は、平成 27 年で 34.5%となっている。

年少人口率の減少、高齢化率の増加が進んでいる。

国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

	総人口	年少人口 15 歳未満	生産年齢人口 15 歳～65 歳未満	高齢者人口 65 歳以上	年少人口率	生産年齢人口率	高齢化率
昭和 55 年	62,839	13,030	40,451	9,358	20.7%	64.4%	14.9%
昭和 60 年	63,234	12,719	40,052	10,463	20.1%	63.4%	16.5%
平成 2 年	62,150	11,642	38,522	11,922	18.7%	62.1%	19.2%
平成 7 年	60,991	10,356	36,751	13,884	17.0%	60.3%	22.7%
平成 12 年	59,491	8,911	34,945	15,635	15.0%	58.7%	26.3%
平成 17 年	57,726	7,774	33,157	16,696	13.5%	57.5%	29.0%
平成 22 年	55,391	6,882	31,217	17,125	12.5%	56.5%	31.0%
平成 27 年	52,264	6,332	27,848	18,054	12.1%	53.3%	34.6%

年少人口（１５歳未満）、高齢者人口（６５歳以上）の割合

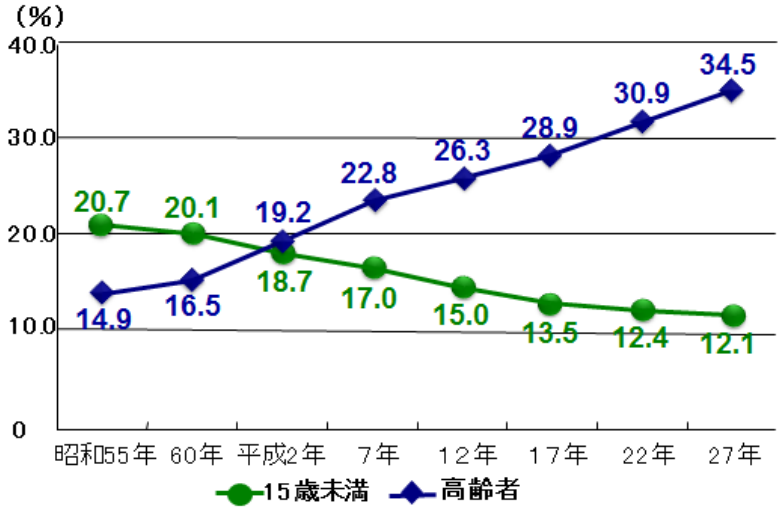

（２）高齢者世帯の様子

平成 27 年国勢調査では、一般世帯 19,073 世帯のうち、65 歳以上の高齢者のいる世帯は 11,399 世帯で 59.8%と約６割である。単身世帯（高齢者でひとり暮らし世帯）は全体の 13.9%、高齢の夫婦のみ世帯は 15.3%となり、あわせて 29.2%で 10 軒に３軒が高齢者のみで暮らす世帯となっている。

国勢調査

	一般世帯数	高齢者のいる世帯							
		総数		単身世帯		夫婦のみ世帯		その他の世帯	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
平成 12 年	18,915	10,131	53.6%	1,755	9.3%	2,407	12.7%	5,969	31.6%
平成 17 年	19,198	10,607	55.3%	2,018	10.5%	2,660	13.9%	5,929	30.9%
平成 22 年	19,232	10,868	56.5%	2,255	11.7%	2,693	14.0%	5,920	30.8%
平成 27 年	19,073	11,399	59.8%	2,646	13.9%	2,924	15.3%	5,829	30.6%

（３）地域別人口・世帯数推移

人口は市全体で 3.4%の減少であるが、鹿北地域では 8.3%と減少率が大きい、次いで菊鹿地域で 5.5%の減少となっている。

世帯数は市全体では微増であるが、人口減少の大きい鹿北地域では世帯数も減少している。

住民基本台帳　毎年 4 月 1 日時点

		市全体	山鹿地域	鹿北地域	菊鹿地域	鹿本地域	鹿央地域
人口	平成 26 年	55,236	30,970	4,444	6,614	8,398	4,810
	平成 27 年	54,468	30,742	4,311	6,463	8,233	4,719
	平成 28 年	53,809	30,489	4,203	6,362	8,136	4,619
	平成 29 年	53,356	30,321	4,077	6,252	8,151	4,555
	平成 26～平成 29 年増減率	▲ 3.4%	▲ 2.1%	▲ 8.3%	▲ 5.5%	▲ 2.9%	▲ 5.3%
世帯数	平成 26 年	21,411	12,756	1,559	2,267	3,200	1,629
	平成 27 年	21,479	12,853	1,546	2,263	3,192	1,625
	平成 28 年	21,498	12,883	1,533	2,273	3,178	1,631
	平成 29 年	21,681	12,996	1,511	2,302	3,238	1,634
	平成 26～平成 29 年増減率	1.3%	1.9%	▲ 3.1%	1.5%	1.2%	0.3%

（４）地域別の高齢化率等推移

鹿北地域、菊鹿地域で年少人口率が 10%を下回っている。

高齢化率は鹿北地域、菊鹿地域で 40%を上回っており、鹿央地域も 38.0%とそれに続いている。

住民基本台帳　毎年 4 月 1 日時点

		市全体	山鹿地域	鹿北地域	菊鹿地域	鹿本地域	鹿央地域
年少人口率	平成 26 年	12.0%	12.7%	8.6%	9.5%	13.5%	10.8%
	27 年	11.9%	12.8%	8.4%	9.5%	13.2%	10.6%
	28 年	11.9%	12.8%	8.3%	9.4%	13.0%	10.5%
	29 年	11.9%	12.9%	8.1%	9.0%	12.9%	10.6%
高齢化率	平成 26 年	32.4%	30.8%	37.2%	37.3%	30.7%	34.6%
	27 年	33.5%	31.8%	38.5%	38.4%	31.7%	35.8%
	28 年	34.3%	32.5%	40.7%	39.3%	32.4%	36.9%
	29 年	35.1%	33.2%	41.4%	40.5%	33.1%	38.0%

（５）見守り状況（社協便覧から）

民生・児童委員一人当たりの、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、さらに身体障害者手帳等を持つ人を民生･児童委員 136 人で割り一人当たり件数をみるとあわせて 74 件となる。ひとり暮らし高齢者等は増加しており、民生・児童委員だけでなく地域での見守りの充実が必要となっている。

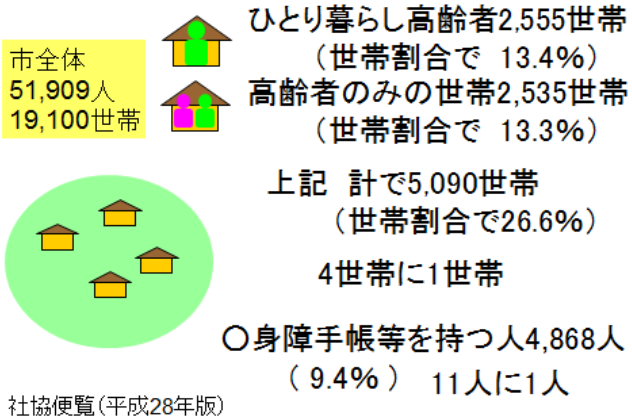

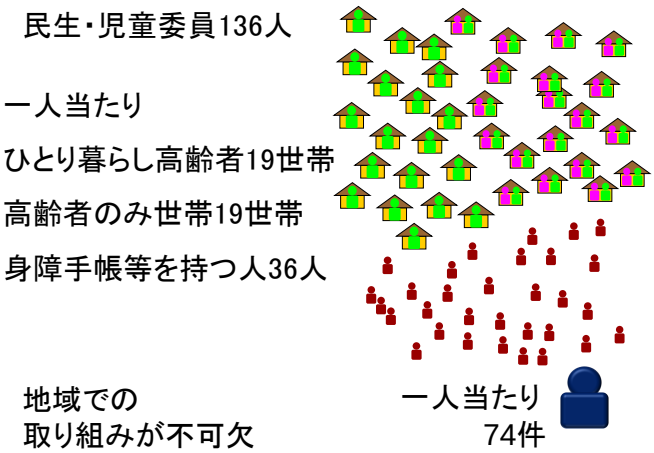

（６）平均寿命

平均寿命は平成 22 年でみると男性 80.1 歳、女性 86.3 歳となっている。これは全国平均に比べ、男性は高く、女性はわずかに下回っているが年々平均寿命は長くなっている。

ただし、熊本県の場合は平均寿命が長いものの健康寿命（介護等が必要なく自立した生活をしている年齢）は高くない。そのため、介護等の必要な期間が長くなっており、健康寿命を延ばすことが必要となっている。

市区町村別生命表

		山鹿市		県平均		全国平均	
		男	女	男	女	男	女
平成 12 年	山鹿市	78.8	85.3	78.29	85.30	77.71	84.62
	鹿北町	78.1	84.5				
	菊鹿町	78.6	85.1				
	鹿本町	78.7	84.7				
	鹿央町	78.3	84.5				
平成 17 年		79.1	86.1	79.22	86.54	78.79	85.75
平成 22 年		80.1	86.3	80.29	86.98	79.59	86.35

参考：熊本県の平均寿命と健康寿命（平成 27 年）

	男性	女性
平均寿命	81.22 歳　全国 7 位	87.49 歳　全国 6 位
健康寿命	71.75 歳　全国 8 位	74.40 歳　全国 25 位
差（短い方から）	9.47 歳　全国 28 位	13.09 歳　全国 35 位

（７）６５歳以上就業率

本市の 65 歳以上就業率は平成 22 年で 24.47%と約 4 人に 1 人が働いている。

これは県平均の 19.06%を上回り県内で 13 番目の高さである。

国勢調査

	山鹿市就業率	県内順位	熊本県平均	全国平均
平成 17 年	27.42	12	19.75%	21.10%
平成 22 年	24.47	13	19.06%	20.35%

（８）老人クラブ加入状況

60 歳以上人口で老人クラブに加入している人は 24.5%である。

年々減少している。

熊本県高齢者支援課調べ

年度	60 歳以上人口（人）A	老人クラブ数			人数			加入率 B/A
		国庫補助対象	小規模クラブ	計	国庫補助対象	小規模クラブ	計 B	
25 年度	22,134	128	0	128	6,408	0	6,408	29.0%
26 年度	22,483	116	0	116	5,734	0	5,734	25.5%
27 年度	22,383	112	0	112	5,478	0	5,478	24.5%

（９）介護保険要介

護認定状況（各年 9 月末）

介護保険の認定状況をみると第 1 号被保険者（65 歳以上保険者）18,556 人のうち認定を受けている人は 3,664 人で、認定率は 19.7%となっている。

認定率は 20%前後で推移しているが高齢者総数が増加しているため、認定者は増えている。

しかし、逆にみると 8 割前後の人は介護認定を受けずに過ごしておられることになり、健康寿命の更なる延伸を目指すと共に地域社会で活躍していくことが必要である。

年度	第 1 号被保険者数	認定者数（第 1 号被保険者）								認定率（%）	認定者総数	サービス受給者	
		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計			受給者	割合（%）
平成 24 年	17,325	480	559	654	558	446	438	439	3,574	20.6	3,666	3,059	83.4
		13.4%	15.6%	18.3%	15.6%	12.5%	12.3%	12.3%	100.0%				
平成 25 年	17,632	448	575	700	606	453	434	458	3,674	20.8	3,761	3,153	83.8
		12.2%	15.7%	19.1%	16.5%	12.3%	11.8%	12.5%	100.0%				
平成 26 年	18055	392	548	679	625	509	420	411	3,584	19.9	3,661	3,132	85.6
		10.9%	15.3%	18.9%	17.4%	14.2%	11.7%	11.5%	100.0%				
平成 27 年	18,286	339	515	727	654	528	447	393	3,603	19.7	3,685	3,134	85.0
		9.4%	14.3%	20.2%	18.2%	14.7%	12.4%	10.9%	100.0%				
平成 28 年	18,556	320	535	744	656	535	474	400	3,664	19.7	3,732	3,079	82.5
		8.7%	14.6%	20.3%	17.9%	14.6%	12.9%	10.9%	100.0%				

（10）介護保険料（基準額）

介護保険料は 3 年に 1 度見直しが実施されているが、介護保険認定者の増加にともない、改定の度に高くなっている。

将来を見据えた介護費用抑制のための健康づくりと介護予防の推進が重要課題である。

	第 4 期 21～23 年度	第 5 期 24～26 年度	第 6 期 27～29 年度
山鹿市	4,428 円	5,300 円	5,610 円
熊本県	4,357 円	5,138 円	5,684 円
全国	4,160 円	4,972 円	5,514 円

（11）認知症の状況（介護保険認定の認知症自立度Ⅱａ以上：自立しての生活が困難で介助を要する人）

平成 29 年 3 月末現在

	男			女			男女計		
	当該年齢総数	Ⅱａ以上人数	割合	当該年齢総数	Ⅱａ以上人数	割合	当該年齢総数	Ⅱａ以上人数	割合
65 歳以上 70 歳未満	2,424	22	0.9%	2,482	27	1.1%	4,906	49	1.0%
70 歳以上 75 歳未満	1,536	60	3.9%	1,776	57	3.2%	3,312	117	3.5%
75 歳以上 80 歳未満	1,391	73	5.2%	1,862	107	5.7%	3,253	180	5.5%
80 歳以上 85 歳未満	1,235	165	13.4%	1,927	277	14.4%	3,162	442	14.0%
85 歳以上 90 歳未満	816	189	23.2%	1,516	498	32.8%	2,332	687	29.5%
90 歳以上	426	169	39.7%	1,316	767	58.3%	1,742	936	53.7%
計	7,828	678	8.7%	10,879	1,733	15.9%	18,707	2,411	12.9%

介護認定を受けている人のなかで、認知症の自立でⅡａ以上の人は 2,411 人で、65 歳以上の人の 12.9%（8 人に 1 人）の割合となっている。

認知症への理解を広げていくことや認知症の人を地域で支える取り組み、早期発見・早期対応、認知症予防等を進めることなどが必要である。

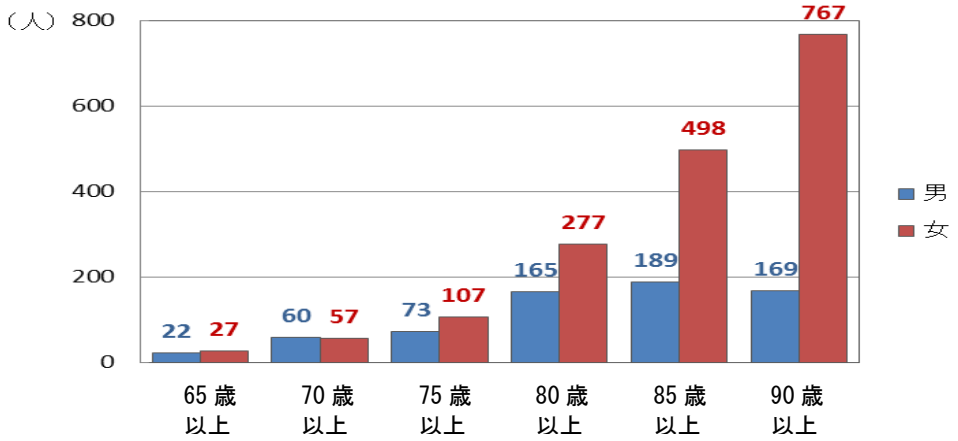

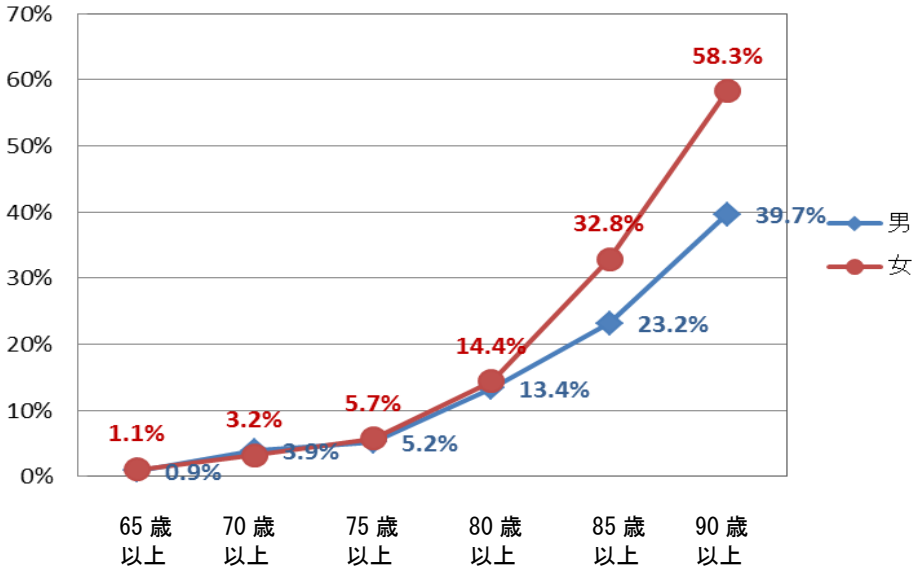

（12）将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）

		2010	2015	2020	2025	2030
		平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年
0～14 歳	推計値	6,885	6,173	5,503	4,918	4,461
	割合	12.4%	11.7%	11.0%	10.4%	10.0%
15～64 歳	推計値	31,331	28,372	25,747	23,811	22,357
	割合	56.6%	53.8%	51.5%	50.4%	50.3%
65 歳以上	推計値	17,175	18,226	18,791	18,487	17,595
	割合	31.0%	34.5%	37.6%	39.2%	39.6%
75 歳以上	推計値	10,016	10,492	10,493	11,224	11,664
	割合	18.1%	19.9%	21.0%	23.8%	26.3%
総人口	推計値	55,391	52,771	50,041	47,216	44,413

国立社会保障・人口問題研究所の推計では 2030 年には約 44,000 人の人口で高齢化率は 39.6%になると見込まれている。

その中でも、団塊の世代が後期高齢者となることから、75 歳以上の高齢者割合が今後多くなっていく。

高齢化率と年少人口率の推計

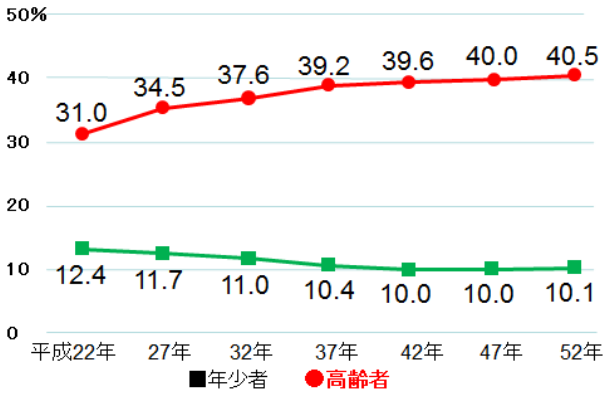

人口構成推計

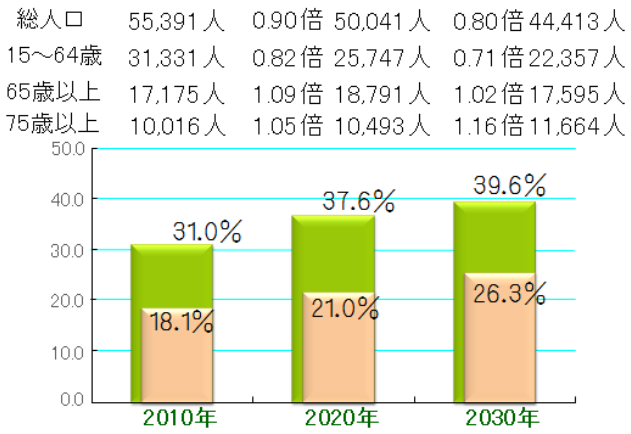

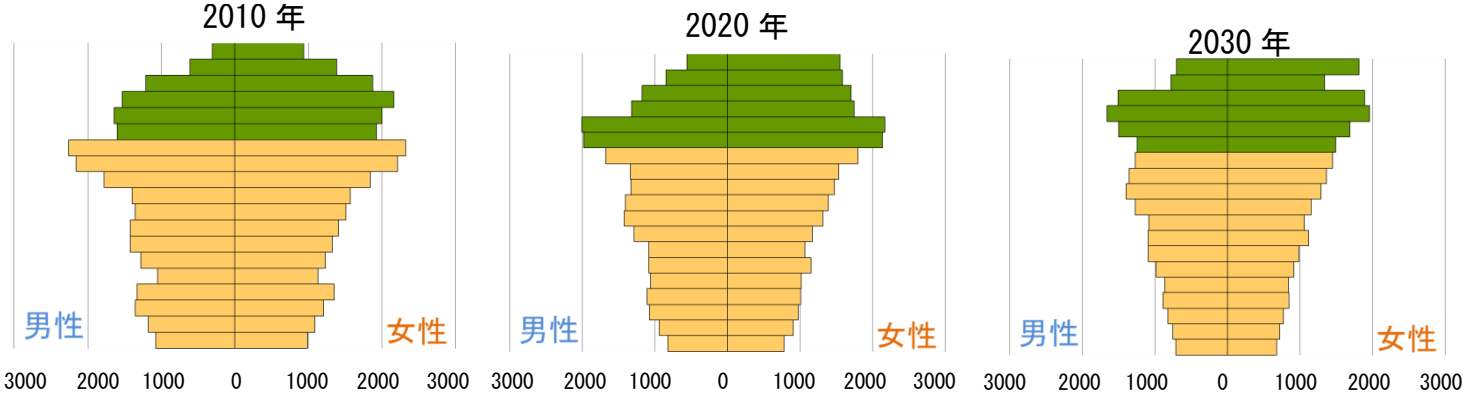

３．市民アンケート調査結果（概要）

（１）目的

住民基本台帳をもとに、20 歳以上の方の中から３，000 名を無作為に抽出し、「地域福祉」に対する考え方、意見をお聞きし、計画を策定するための基礎資料として実施した。

（２）実施方法・時期

郵送による配布回収

平成 29 年８月１日～３１日

※回収率 41.5%

（３）回答の様子

①「福祉」についておたずねします。

●あなたは、「福祉」に関心をお持ちですか。あてはまるもの１つに○をつけてください。

「とても関心がある」が 34.5%、「やや関心がある」が 53.0% とあわせて 87.5%と９割近くが関心があるとされている。

男女別にみると、ほとんど差はみられない。

また、年代別にみると、「とても関心がある」は年齢が高いほど回答が多くなっている。逆に、20 歳代、30 歳代で関心が低い。

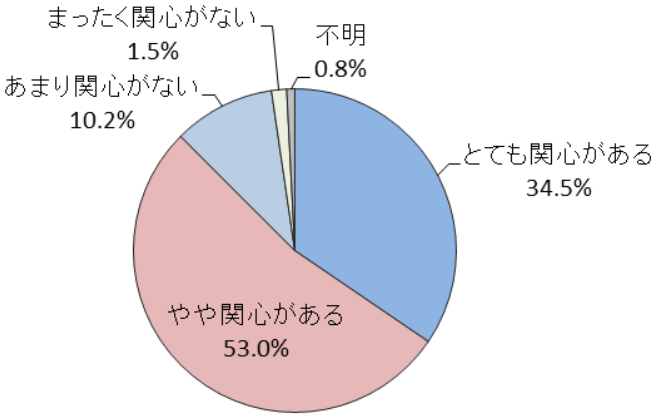

●あなたは、市民が福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要だと思いますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

「福祉の制度などを学ぶ」が 63.2%と最も高い。次いで、「介護の当事者との交流」が 58.5%となっている。

「地域福祉について話し合える場をつくる」も 50.2%とほぼ半数あり、地域での座談会の可能性がうかがえる。

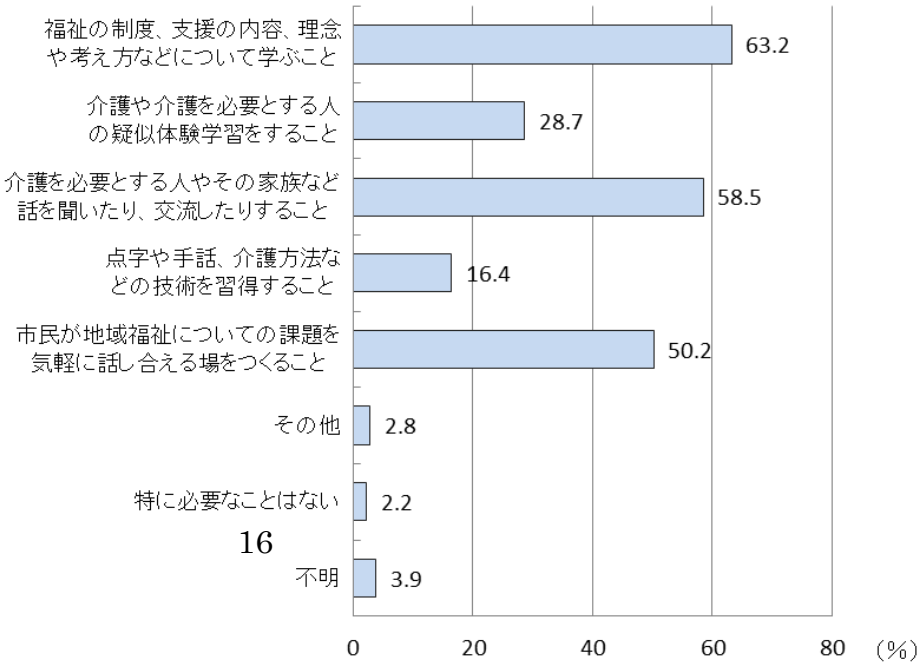

②関心の高い福祉についておたずねします。

●どのような分野に関心がありますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

「子どもに関する福祉」は年代が若いほど関心が高く、また、「高齢者に関する福祉」は年代が高いほど関心が高くなっており、それぞれ年代に応じた回答となっている。

一方、「障がい者（児）に関する福祉」や「生活困窮者に関する福祉」に関する回答は各年代とも３～４割と同じような割合となっており、年齢を問わず一定の関心が示されている。

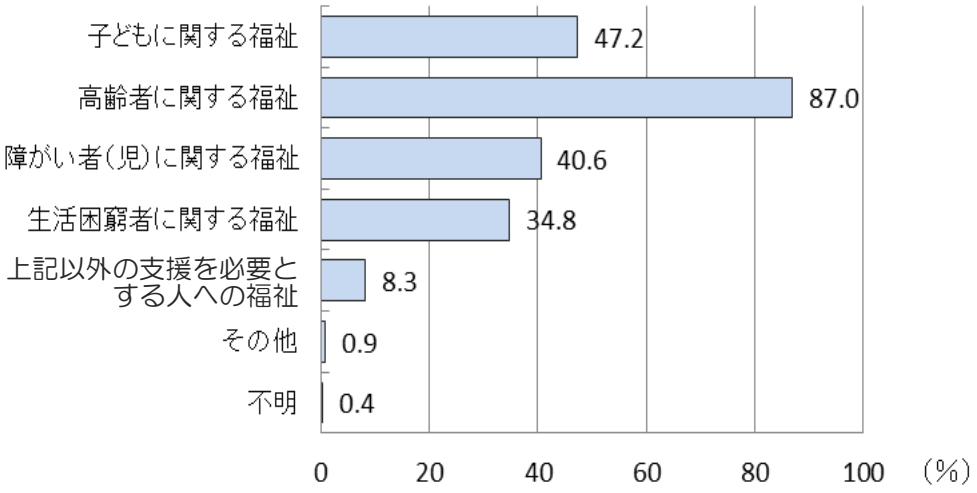

●あなたは、福祉のどの分野を充実させて欲しいと思いますか。
主なもの３つまで○をつけてください。

若い年代では、「子どものための福祉」、高い年代では「高齢者の為の福祉」がそれぞれ多い。

「地域における助け合いや見守り、ボランティア活動」も36.5%と高くなっている。

また、「障がい（児）者のための福祉」や「経済的に恵まれない人の福祉」は年代に関係なく、それぞれ２～３割の回答となっている。

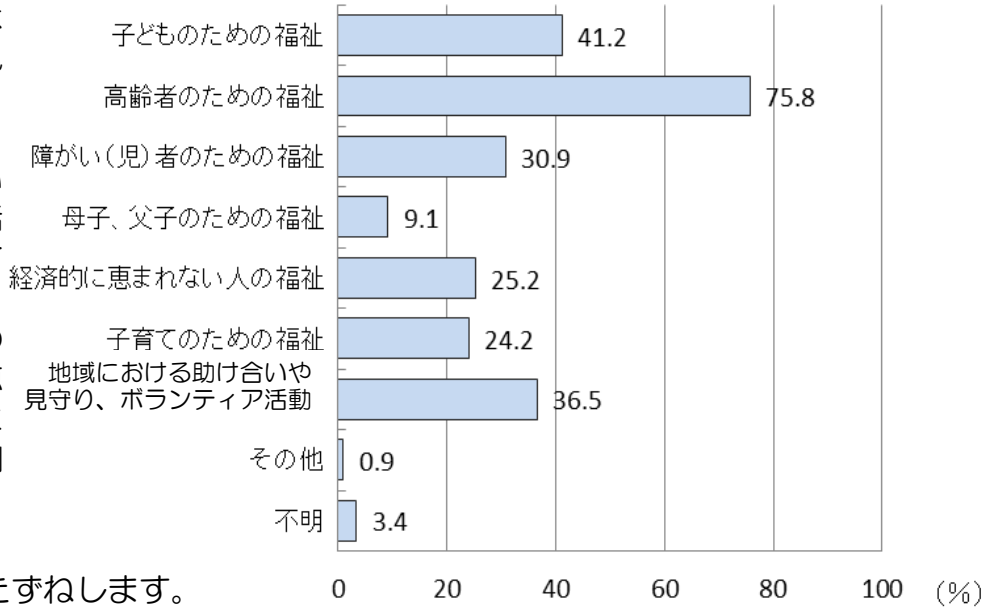

③地域での生活についておたずねします。

●あなたは、隣近所の方とどの程度のお付き合いがありますか。あてはまるもの１つに○をつけてく

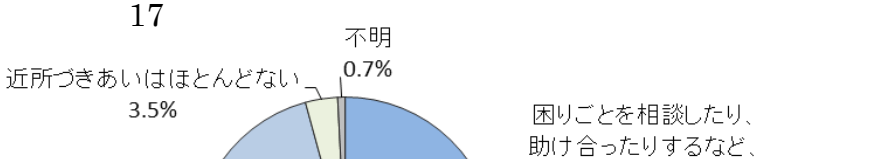

ださい。

「親しく付き合いをしている」が 37.3%と最も多く、「行事や会議に行く程度」、「あいさつ程度」が 30%弱となった。

年代別にみると、４０歳代以下であいさつ程度の回答が多く、６０歳代以上では「親しく付き合いをしている」が多い。

「近所づきあいはほとんどない」は若い世代にかぎらず８０歳以上で 4.9%と約 5%（20 人にひとり）となっている。

●暮らしの中での困りごとは何ですか。主なもの３つまで○をつけてください。

「特にない」が 34.3%と最も多いが、「庭・畑の管理」、「力仕事」、「外出が不便」などへの回答が多い。

７０歳代以上で、「庭・畑の管理」、「外出が不便」、「力仕事」への回答が高い。若い世代では、「子育てのこと」をはじめ「安定して職に就けない」こともあげられている。

「収入が少なく生活に困窮している」は各年代とも 12%～18%と一定の割合となっている。

また、７０歳代では、「隣近所の助け合いが乏しい」の回答が 18.9%と約２割で他の年齢より高い特徴がある。近隣での助け合いが期待されていることをうかがわせている。

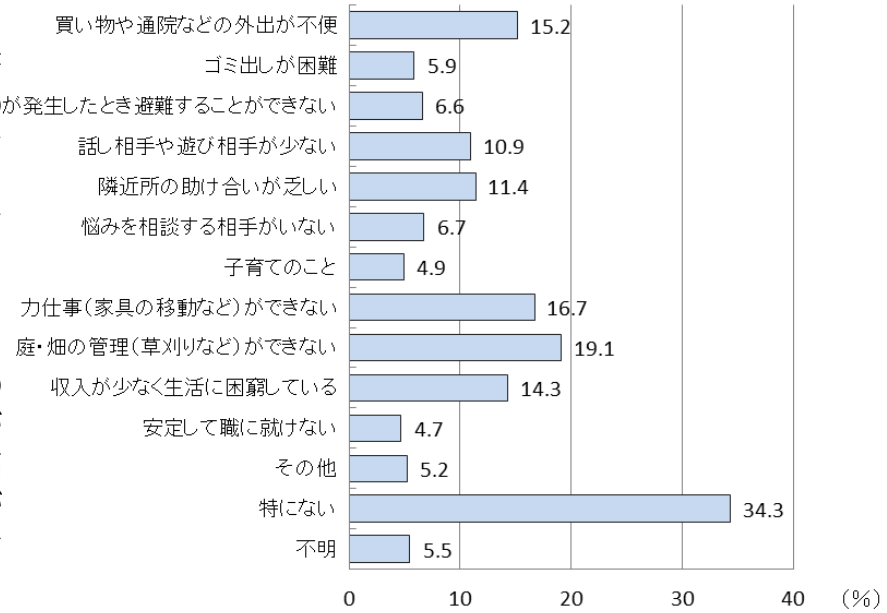

●あなたの身近なところで、困っている人がいた場合、あなた自身はどのような支援ができると思いますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

「話し相手」や「声かけ・見守り」は 60%を超える人が支援ができるとしている。「災害時の手助け」が約５割、ゴミ出しや買い物の手伝いなどが約３割の回答となっている。

全体的に「支援ができる」とする人が見込めることから、このような気持ちを仕組みにすることが期待される。

年代別にみると、８０歳以上では「できる」とする割合が低くなっているが、６０～７０歳代では「できる」の回答が比較的高く、元気な高齢者が地域で活躍できるような取り組みが期待される。

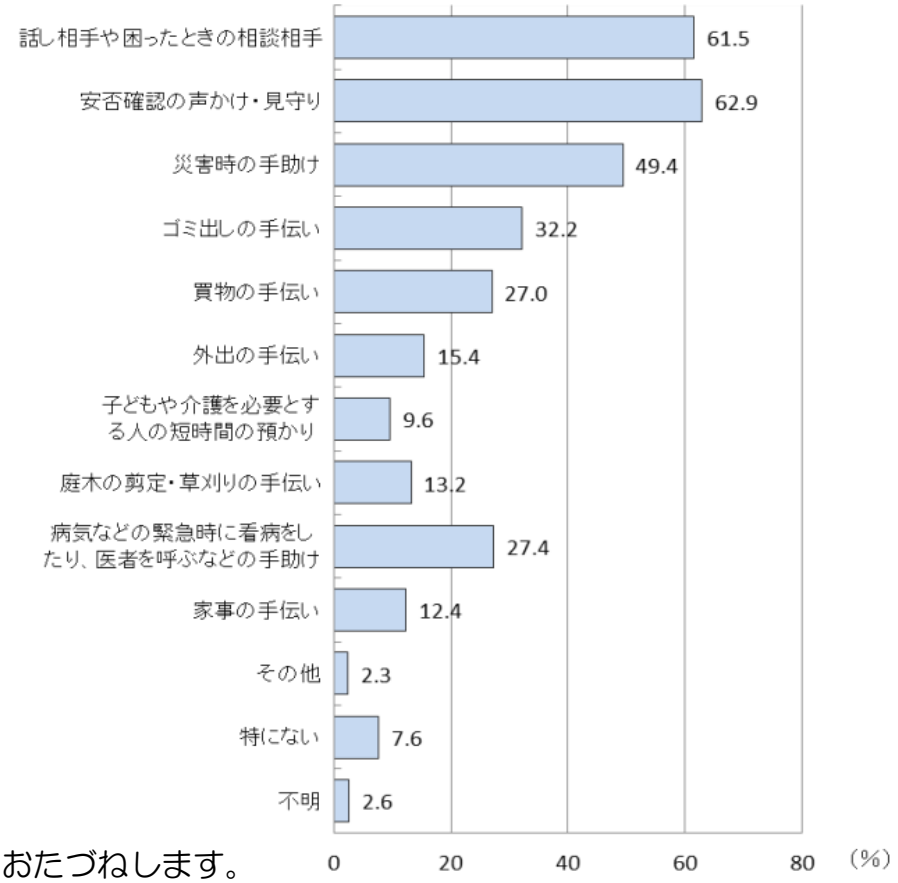

④福祉を進めるうえで必要な事をおたづねします。

●子育て支援策として必要なことは何だと思いますか。
主なもの３つまで○をつけてください。

制度や保育、児童手当などに関する回答が高くなっているが､「子育てに関する相談窓口や情報の充実」、「防犯対策」､「隣近所等、身近な地域で支える取組みの充実」など、地域福祉に関わる項目への回答も出されている。

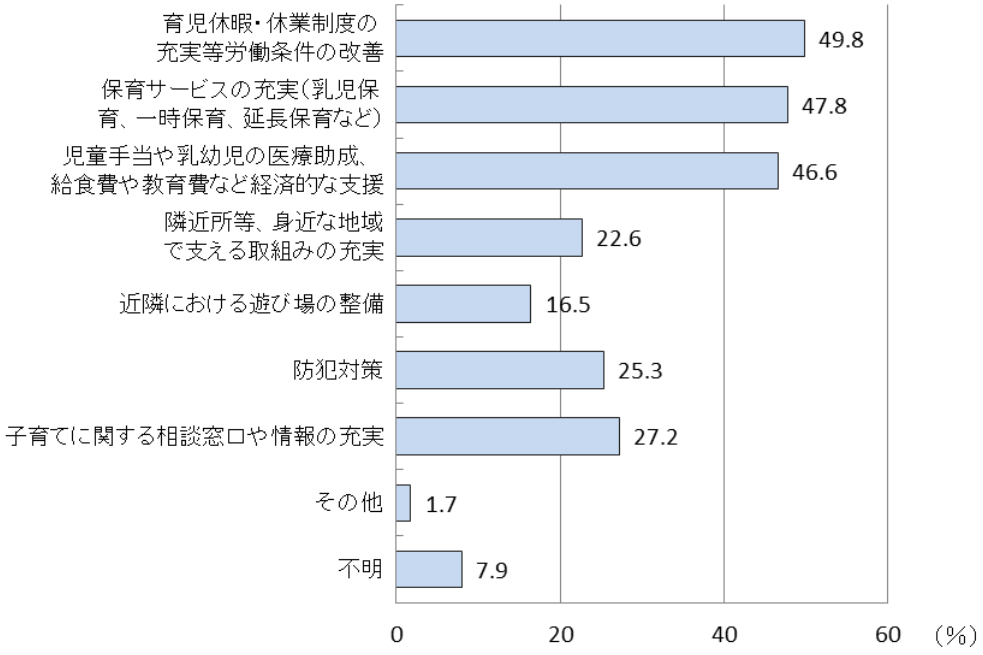

●高齢者施策として、どのようなことが必要だと思いますか。主なもの３つまで○をつけてください。

「健康づくりや医療体制の充実」､「在宅福祉サービスの充実」、「入所施設の充実」などへの回答が高いが、子育てと同じく、相談や「隣近所等、身近な地域で支える取組みの充実」への回答も出されている。

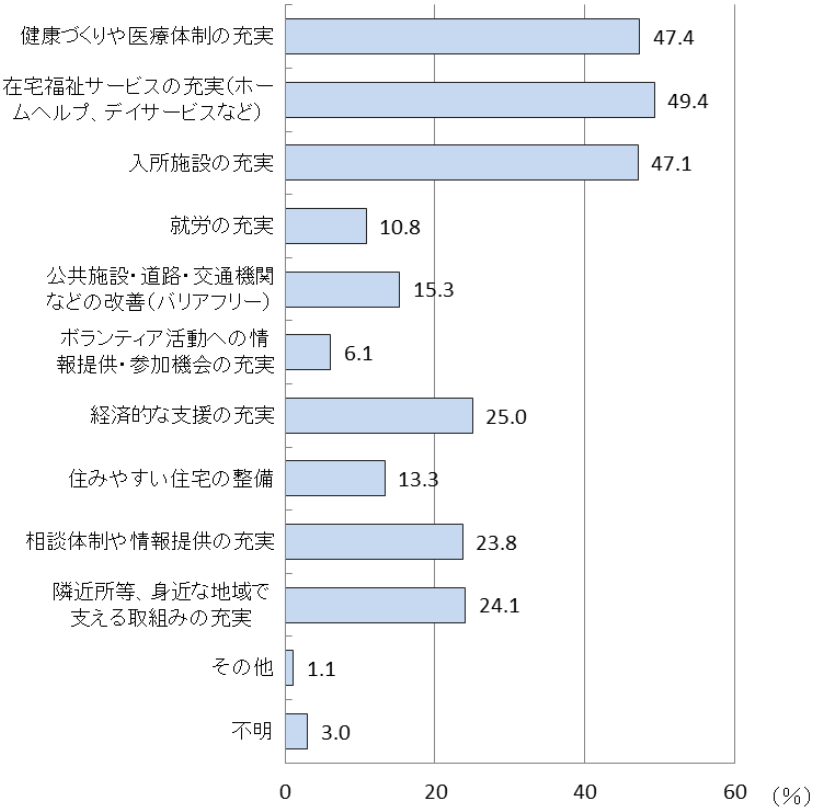

●障がいのある方への施策として、どのようなことが必要だと思いますか。
主なもの３つまで○をつけてください。

「雇用や就労」の回答が最も高いが､「障がいへの理解」が、それに次いでいる。
「地域で支援する取り組み」への回答も出されている。

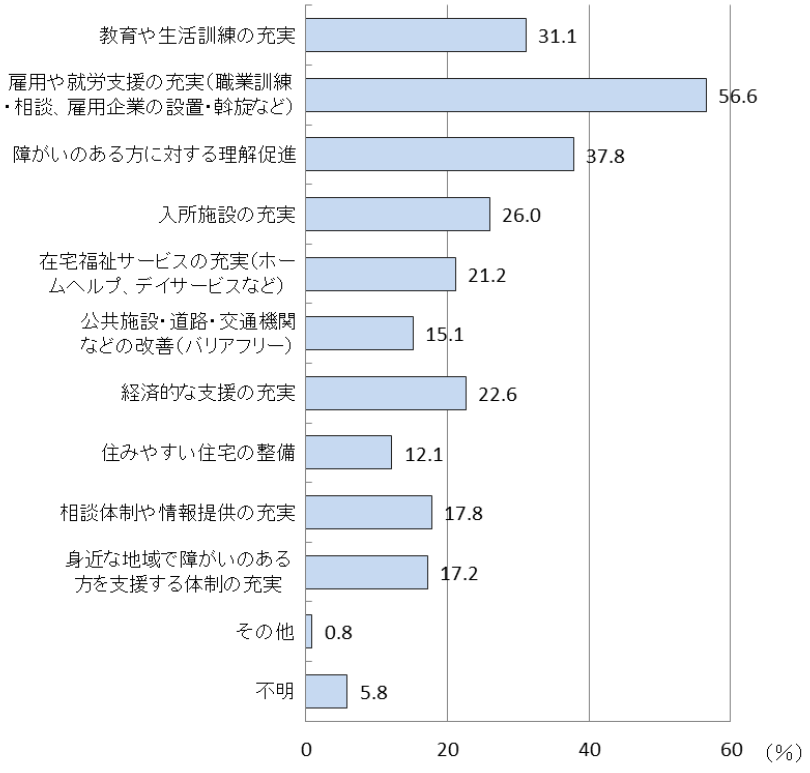

●ボランティア活動の輪を広げていくためには、どのようなことが必要だと思われますか。
主なもの２つまで○をつけてください。

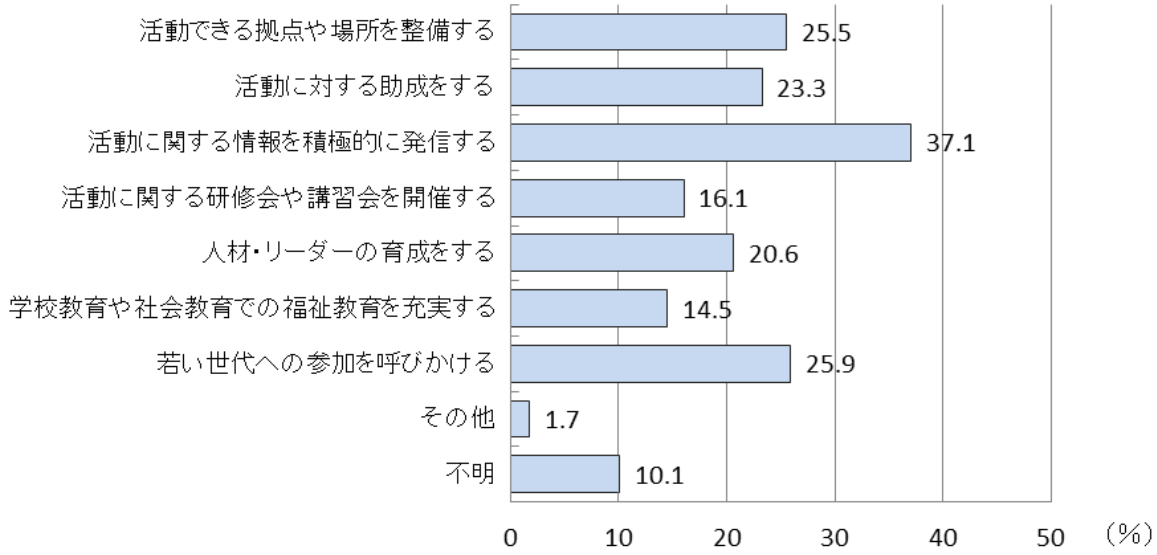

「情報の発信」が 37.1%と最も多い。全体に回答はばらついており、多様な取り組みが必要なことがうかがえる。
２０～３０歳代では、「若い世代への呼びかけ」が高く、呼びかけを期待していることがうかがえる。

⑤社会福祉協議会についておたずねします。

●あなたは、山鹿市社会福祉協議会のことを知っていますか（単数回答）

「よく知っている」が 13.2%、「だいたい知っている」が 42.1%、「名前はしっている、聞いたことがある」が 32.1%、「知らない」が 10.0%という結果となった。社会福祉協議会の存在や役割を、より伝えていく必要がうかがえる。

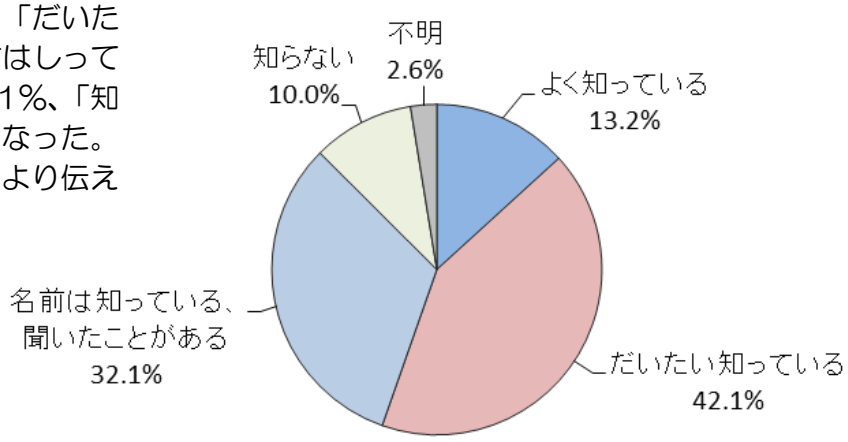

●少子･高齢化社会が進む中、山鹿市社会福祉協議会では、福祉サービスを必要とする人々を見過ごしてしまわないように、ふれあいサロンや見守りネットワーク活動、校区社協や地区社協の組織化、福祉協力員の設置、地域ボランティアや福祉の人材育成に取り組み、住民が主体となった地域福祉活動を推進しています。

このことについて、あなたの考えに近いものを１つ選んで○をつけてください。

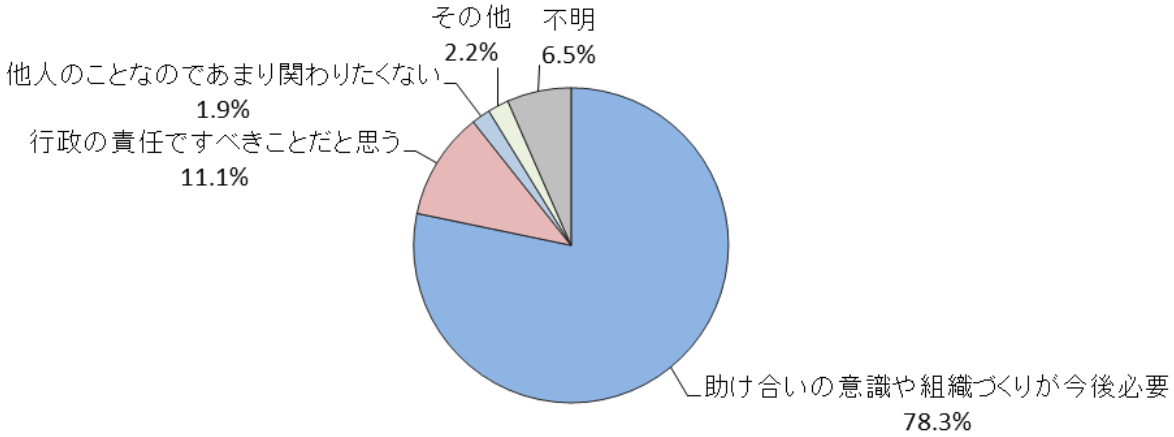

「助け合いの意識や組織づくりが今後必要」が 78.3%と大半の回答を集めている。
性別や年代にかかわらない傾向であり、地域での座談会や支え合い活動を進めていくことが、市民の多くからも期待されている。

自由回答〔社会福祉協議会について抜粋〕

●社協が遠くなった

・社会福祉協議会の各支所が各地区にあるのはありますが、各職員が各地区に２人位が常駐されていますが、ヘルパーは居なくなるし誰もいないような状態で各支所に行っても淋しいし、活気がなく、高齢者でもちょっと立ち寄っても誰もいない状態だと色々な会話も出来ないし会話をしている間に色々と情報がわかるので、この状態をなくすこと。
何もかもが中央に寄ってしまっては何も出来ない、心淋しいこの頃です。
あまりにも単純すぎます。もっと各支所を活気に満ちた所にしなくては、だんだんとなくなりそうで心配です。
社協がもっと身近にあるべきだと思います。
（鹿北地域・女性・80 歳以上・無職）

・社協の合併等で、地域の相談窓口が少なくなっているので、細かい事が発見されにくいと思われる。

どこに相談したらいいかわからないという人もいる。

（鹿央地域・女性・60 歳代・無職）

・合併前からしたら、各市民センターや社協支所の人員が大幅に削減され、以前の地域福祉活動から比べれば減速している感がある。

地域福祉は地域防災活動と連携した、地域住民との協同事業であり、その推進となる各市民センターや社協支所の人員の確保は、地域活性化に必要不可欠である。

人員削減策で対応していくのであれば地域福祉は計画倒れになっていくのではないでしょうか。
行政が社協活動をもっと理解し、お互い協力しながら地域住民のための福祉の向上に努力してほしい。現在、社会福祉協議会の活動が活発な市町村は、住民の安心・安全な地域として評価されている。
行政の大いなる理解を求めてやみません。（鹿北地域・男性・60 歳代・無職）

・社会福祉協議会の各支所に職員が削減され、事務所に１人しかおられないので職員の方も大変だろうし…。淋しく感じます。（鹿北地域・女性・70 歳代・主婦）

●社協がよくわからない

・社協の仕事の内容、利用方法がよく分からない。

社協会費について、賛助会費、特別会費と分ける必要があるのかな?一般会費 1000 円以上でよくはないか？差別されたような感じになる。（山鹿地域・男性・70 歳代・無職）

・社会福祉協議会とは、だいたい知っていたが自分たちの組織という認識はあまりなかった。金額も(全体の)あまりに大きすぎてどのように使われているのかわからなかった。とにかくお世話になっております。何かといったらやはり社協に相談していると思います。

これからもよろしくお願いします。（鹿本地域・女性・60 歳代・主婦）

・社会福祉協議会についてもアンケートに答えましたが、活動内容と、協議会が無知すぎてあまりつながりませんでした。

市民の在り方としてとても必要なことだと思いますし、仕事を離れたら積極的に活動にも参加したいと思いますが…もっと多くの市民が安心安全に日々の生活をおくれるようにと考えるならば、なるべく会費を低くおさえ、市力を高めて、支えられたらと思います（理想です。）お疲れ様です。（山鹿地域・女性・50 歳代・その他）

●社協への感謝

・社協さんにはいつも大変お世話になっております。

私は民生委員さんや社協さんを存じ上げてなかったので、もう死ななければならない…という所まで精神的に追いつめられていました。

家は 4 人家族（当時）、父はガンで入退院、母と祖母は認知症、私は精神障害者でどこをたよったらいいのか分かりませんでしたが、市役所の〇〇さんにご相談申し上げた所、民生委員さんと社協さんを紹介して下さり、何度も訪問頂いて今に至っております。
将来は、ケアマネさんがおられる障害者用住宅に住みたいと思っています。
ケアマネさんがおられないと心配だし、一般住宅だとこまごましたことは全部自分がしないといけない。
また、地域の方も精神障害者は何をするか分からないのでいやがられているのでは…と思います。
これからもよろしくお願い申し上げます。（鹿央地域・女性・40 歳代・無職）

・いつも地域住民の住みやすさや幸福感がもてるような施策に力を入れて下さってありがとうございます。

しかしながら社協では少ない人数と少ない予算でいっぱいいっぱい頑張って下さっていることを考えると、もっと会費を徴収し、職員さん方の福祉（？）も必要。

ご苦労をおかけ致します。「誰もが住みやすい」というのは、社協の方も含まれると思います。豊かな気持ちで、福祉に携わって頂きたいと思います。（山鹿地域・女性・60 歳代・主婦）

・よく頑張ってされていることにありがたく思っています。

子どもから大人まで幅広い活動をされており、今後も今の市の状況にあわせて、市民１人１人が活躍できるように広報や又、ボランティア活動等をお願いしたいです。（山鹿地域・女性・50 歳代・主婦）

・福祉の向上、充実にむけて熱心に取り組んでいると思います。

これからも更なる向上、充実にむけての取り組みをお願いします。

福祉面では、他の市町村に誇れる山鹿市になってほしいです。（山鹿地域・女性・50 歳代・パート・アルバイト）

●社協改善への意見

・社協評議員として参加させてもらっています。スタッフの皆様の御苦労が判っています。1.収入増　2.人員の確保(ホームヘルパー等)　3.正規職員としての登用が出来るような雇用システムの充実が望ましい(特に非正規職員の)よろしくお願い致します。（鹿本地域・男性・80 歳以上・無職）

・毎日の生活の中で、困ったと思うことがよくあるけれど、どうしたらいいのかわからないことが多い。

こんな時は、こうしたらいいともっといろんな場所で情報が得られるようにしてほしい。わからずに困っている人が沢山いると思う。

山鹿市社会福祉協議会の情報少ないです。（山鹿地域・女性・30 歳代・パート・アルバイト）

・社協の活動が十分に住民の皆さんに伝わっていない様に思います。

もっと PR を、行政はもっと表面に出て、積極的にかかわるべし人まかせの感これあり（鹿北地域・男性・60 歳代・その他）

・社協会費制について会費制のことを正確に説明して、内容を解ってもらう。（菊鹿地域・女性・70 歳代・不明）

・勉強不足で申し訳ございませんが、社会福祉協議会の活動が明確に理解出来ておりません。

活動内容、実績等を、誰にでも解る様、PR 方法を充実させて下さい。（幅広く大きくお願いします。）（山鹿地域・男性・60 歳代・無職）

・社会福祉協議会が具体的に何をやっているかも、どういうシステムで運営されているかも、全く分からないので答えようがない。

会費制というが、具体的に誰が払っているのかを、もう少し詳しく書いてほしい。（山鹿地域・男性・40 歳代・無職）

・一般住民には、まだ社会福祉協議会と市役所を混同している部分があります。社会福祉協議会の実状と地域住民で守り育てて協力する必要性をもっとアピールする事が大事と思います。（鹿北地域・男性・60 歳代・無職）

４．社協を取巻く課題

これまでの検討をもとに、課題を整理します。

①地区座談会・福祉学習会の実施（意識啓発・情報提供及び収集）

地区座談会・福祉学習会を実施し、福祉や社協に対する住民意識の向上を図る必要があります。

≪住民の声～アンケート調査より～≫
- ●福祉の制度など学ぶ、地域福祉について話し合える場を作る。
- ●社協がよくわからない、社協の活動が十分に住民の皆さんに伝わっていな

≪職員ワークショップでの意見≫
- ●地区座談会・福祉学習会を開催し、理解を深める。
- ●元気高齢者への意識啓発

②地区社協の立上げ（住民活動の仕組みづくり）

誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを実現させるためには、地域の様々な生活課題を住民皆で考え、支え合い、助け合える仕組みづくりが必要です。

≪住民の声～アンケート調査より～≫
- ●助け合いの意識や組織づくりが必要

≪職員ワークショップでの意見≫
- ●地区への働きかけ（区長、民生・児童委員、福祉協力員、地域住民の理解が必要）
- ●地域診断書の作成・見直し・

地区座談会

職員ワークショップ（地域福

③小地域ネットワーク活動の強化

民生・児童委員、福祉協力員、近隣住民の連携及び協力により、安否確認、福祉問題の早期発見、災害時等の迅速な対応、孤立化防止が必要です。

≪住民の声～アンケート調査より～≫
●隣近所の助け合いが乏しい。
●災害が発生したとき避難することができない

≪職員ワークショップでの意見≫
●区長、民生・児童委員、福祉協力員との連携強化
●利用者を通じたネットワー

職員ワークショップ（サロン）

④ボランティアセンターの機能充実

人材育成や情報提供、拠点の整備、若い世代の参画、ボランティア連絡協議会との連携が必要です。また、災害発生時の対応（災害ボランティアセンター体制等）に向けた取組みを強化する必要があります。

≪住民の声～アンケート調査より～≫
●情報を積極的に発信してほしい。
●若い世代への参加を呼びかける。

≪職員ワークショップでの意見≫
●ボランティア育成とアプローチの検討
●子どもたちに福祉に興味をもってもらえる仕掛けを検討

⑤介護保険・障がい福祉サービス事業の充実

質の高いサービスの提供や職員の確保、介護保険外サービスの企画の検討が必要です。

≪住民の声～アンケート調査より～≫

●在宅福祉サービスを充実してほしい。

≪職員ワークショップでの意見≫

●技術習得の研修
●保険外サービスの検討・実施
●地域や家族の方にもっとデイサービスを知ってもらうための機会をつくる
●専門性のある職員の確保

職員ワークショップ（デイサービスセン

職員ワークショップ（居宅介護センタ

職員ワークショップ（ヘルパーステーショ

職員ワークショップ（児童支援事業

⑥職員育成の充実

社協体制の強化を図るためには、職員一人ひとりの能力を向上させることが必要です。

≪住民の声～アンケート調査より～≫

●積極的な取組み、アイデアを出してください。

≪職員ワークショップでの意見≫

●プレゼン技術の向上
●福祉施策の情報収集・勉強

⑦社協体制の強化

理事会・評議員会の強化、経営健全化計画の推進、事務局体制、事務所建設、財源確保について検討が必要です。

≪社会福祉法人制度改革≫
●経営組織のガバナンス強化
●事業運営の透明性の確保
●財務規律の強化

≪社協・生活支援活動強化方針≫
【強化方策の具体化に向けた前提事項】
●社協役職員の共通理解（局内連携体制［プラットホーム］づくり）
●職員育成の体制づくり
●活動財源の確保

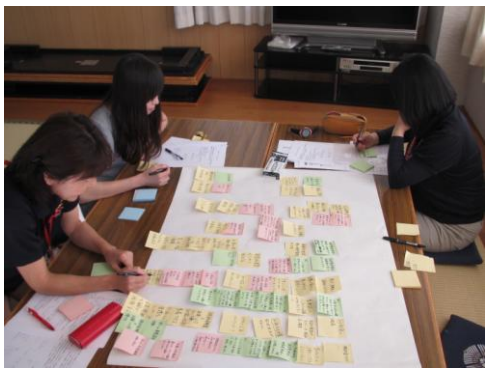

職員ワークショップ（総務課）

⑧地域共生社会の実現に向けた取組み

国が示した「地域共生社会の実現」並びに全国社会福祉協議会が策定した「社協・生活支援活動強化方針」を基に社協が目指す地域づくりとともに社協の事業・活動の方向性と果たすべき役割を確認・検討し、山鹿市において展開される地域共生社会の実現に向けた施策・制度に主体的かつ積極的に関わり、既存事業・活動の更なる活性化を目指した取組みを協議・検討・実施する必要があります。

≪社協・生活支援活動強化方針≫
【強化方針の柱】
●あらゆる生活課題への対応
●地域のつながり再構築
【強化方針の実現のために強化すべき行動】
●アウトリーチの徹底
●相談・支援体制の強化
●地域づくりのための活動基盤整備
●行政とのパートナーシップ

第３章　施策の推進

１．基本理念（スローガン）と事業体系

２．事業展開に向けた基本的な考え方

３．推進項目と個別事業

４．推進項目ごとの個別事業計画

１．基本理念（スローガン）と事業体系

子どもから高齢者に至るまで、すべての市民が地域の一員として互いを尊重し合い、住み慣れた地域で自分らしく、生涯にわたり楽しく、そして安心して生活を送ることができるまち、また、市民が互いに支え合い、温かな人の輪が大きく広がるまちを目指し、これまでの基本理念を継承し

「みんながつくる　みんなでつくる　みんな安心・福祉のまち」

とします。

また、基本理念を進めるための推進項目を５つに区分し、個別事業を組み立てた事業体系とします。

社協が目指す福祉のまちづくり像

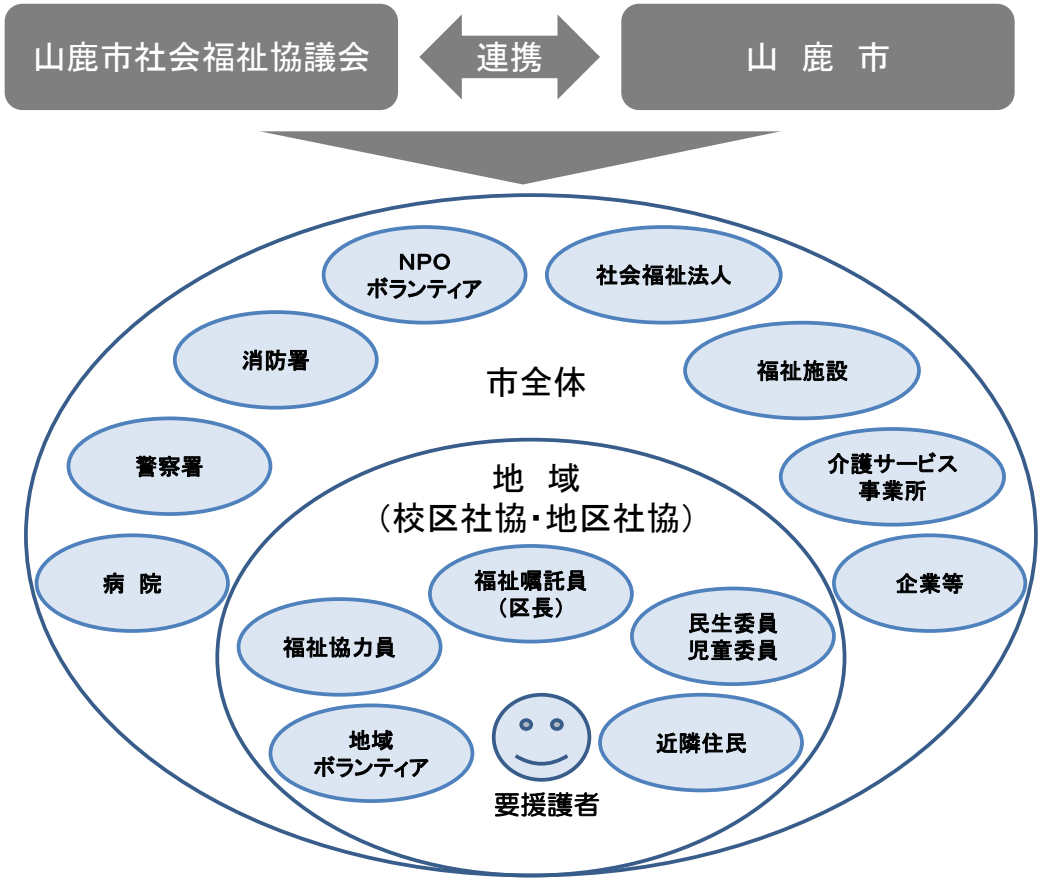

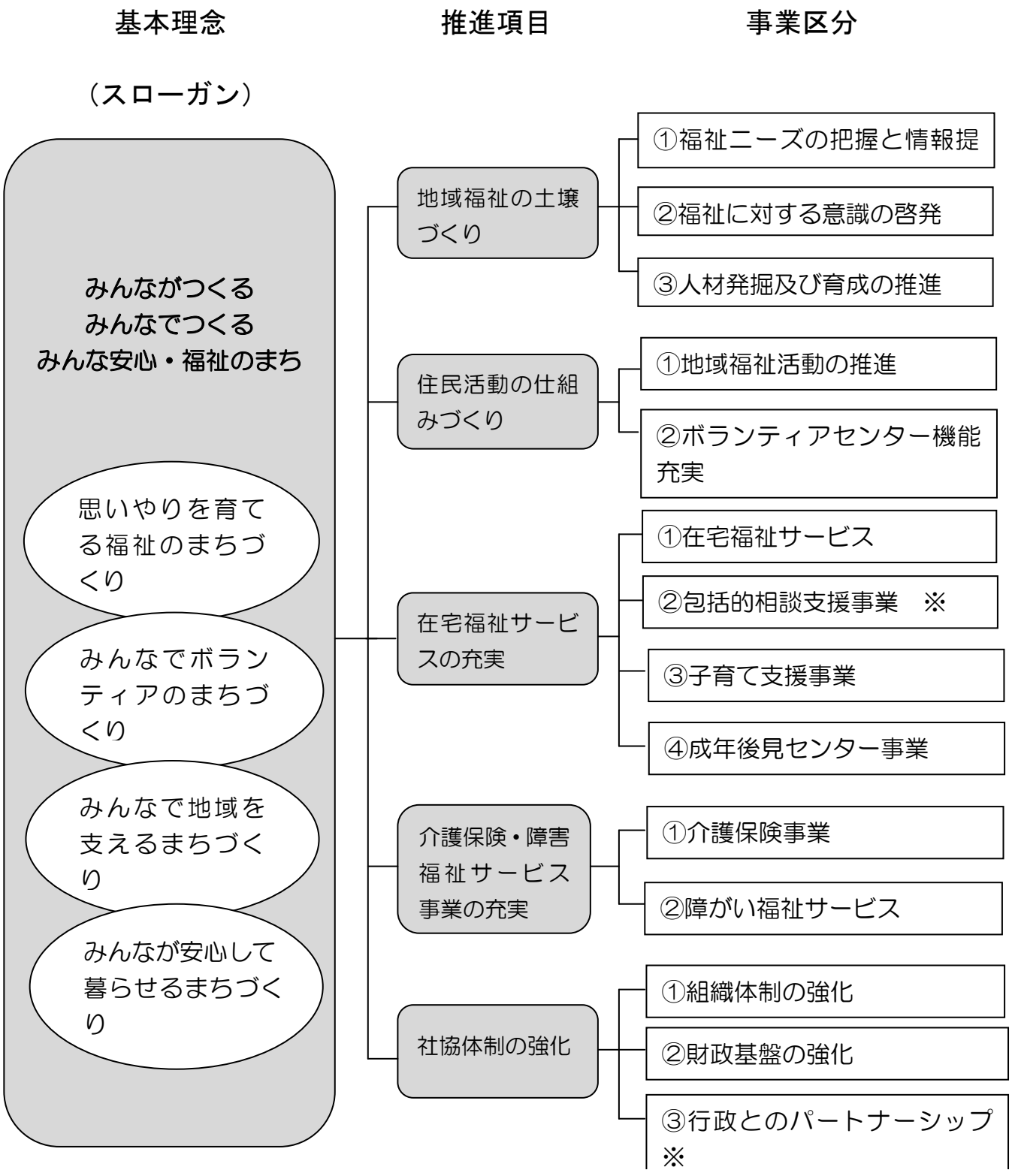

【※は第３期計画で追加したもの】

２．事業展開に向けた基本的な考え方

第３期においては、現状や今後予想される課題及び国が示した「地域共生社会の実現」並びに全国社会福祉協議会が策定した「社協・生活支援活動強化方針」に基づき事業を展開する必要があります。

計画策定期間の前期では、社協が目指す地域づくりとともに社協の事業・活動の方向性と果たすべき役割を確認・検討します。

併せて、山鹿市において展開される地域共生社会の実現に向けた施策・制度に主体的かつ積極的に関わり、既存の事業・活動の更なる活性化を目指した取組みを協議・検討・実施します。

中期から後期では、前期における取組みの検証を行い、事業の改善並びに安定化を図ります。

協議にあたっては、社協内における「事務局会議」や行政との「社会福祉協議会連絡調整会議」において行うとともに、毎年度実施する事業評価の結果を基に「理事会・評議員会」へ提案を行うこととします。

また、第２期計画の評価や課題、国及び全国社会福祉協議会が示した方針に基づき、個別事業の取組みを行うとともに主要事業を設定することとします。

<table>
<tr><th colspan="6">第３期計画期間</th></tr>
<tr><th colspan="2">前期</th><th colspan="2">中期</th><th colspan="2">後期</th></tr>
<tr><th>平成 30 年度</th><th>平成 31 年度</th><th>平成 32 年度</th><th>平成 33 年度</th><th>平成 34 年度</th><th>平成 35 年度</th></tr>
<tr><td>2018 年</td><td>2019 年</td><td>2020 年</td><td>2011 年</td><td>2012 年</td><td>2013 年</td></tr>
<tr><td colspan="2">社協の役割を確認・検討
山鹿市との連携</td><td colspan="2">前期の評価・検証</td><td colspan="2">中期の評価・検証</td></tr>
</table>

３．推進項目と個別事業

推進項目１　地域福祉の土壌づくり

１　福祉ニーズの把握と情報提供

社協において事業展開を図るためには実態の把握が必要であり、民生・児童委員との連携により実態の把握に努めていますが、近年の社会情勢の変化により調査・把握が難しくなっているのが現状です。

また、「社協の活動が分からない・活動が十分に住民の皆さんに伝わっていない・情報が少ない」等との意見もあるため、住民の方々への情報提供の仕組みづくりを強化する必要があります。

２　福祉に対する意識の啓発

地域を取巻く環境が変化している中、地域に入り座談会を実施することが難しい状況にあります。

しかしながら、座談会や福祉学習会は福祉や社協に対する住民意識の向上を図るための重要な取組みであるため、福祉嘱託員との更なる連携により実施していく必要があります。

３　人材発掘及び育成の推進

地域福祉の推進を図るためには、地域住民の方々の理解と参加・協力が必要です。

そのためには、地域福祉に参画していただける人材を発掘するとともに「人」を大切にする「人」を育て、地域で活躍する「人」を育成し、多くの方々に地域福祉に参画していただける仕組みを構築する必要があります。

１　福祉ニーズの把握と情報提供	①福祉実態調査 ②座談会での情報発信及び収集の強化 ③社協だより「キャッチボール」の発行 ④ホームページの運用・管理 ⑤音声訳録音（ＣＤ）による情報提供
２　福祉に対する意識の啓発	①地区座談会・福祉学習会の開催
３　人材発掘及び育成の推進	①人材発掘の仕組みづくり　≪新規≫ ②ボランティア講座 ③子どもボランティアリーダー養成講座 ④ワークキャンプ ⑤高校生のための保育ボランティア講座 ⑥音声訳ボランティア養成講座･フォローアップ研修会 ⑦サロンボランティア養成講座 ⑧サロンボランティアのためのレクリエーション講座 ⑨生活支援サポーター養成講座 ⑩生活支援サポーターフォローアップ研修会 ⑪育児サポーター養成講座

推進項目２　住民活動の仕組みづくり

１　地域福祉活動の推進

社会情勢等の変化により、地域における支え合い機能が低下しつつあります。

地域の福祉力を高め、住民主体となった仕組みを形にしていくことが、社協の大きな役割です。

福祉嘱託員、民生・児童委員、福祉協力員、地域住民、関係機関・団体、行政との連携・協働による平常時の見守りネットワーク活動の充実や地区社協の組織化等を展開することが急務です。

なお、自主財源が減少傾向にあるため「助成金のあり方」については、今後、検討を行います。

２　ボランティアセンターの機能充実

地域福祉を推進していく上でのボランティアの参画は必要であり、活動の輪を広げていくためには、人材育成や情報提供、拠点の整備、若い世代の参画、ボランティア連絡協議会との連携を推進する必要があります。

特に「情報提供、若い世代の参画」が期待されており、取組みを強化することが必要です。

併せて、ボランティアセンター機能としての登録やニーズの把握、需給調整機能の充実、災害ボランティアセンターの体制整備を図る必要があります。

１　地域福祉活動の推進	①福祉嘱託員の委嘱及び連携 ②民生・児童委員、主任児委員との連携 ③福祉協力員の設置及び育成 ④地区社協の組織化 ⑤校区社協・地区社協の支援 ⑥小地域ネットワーク活動の強化 ⑦見守りネットワーク活動手引書の活用 ⑧高齢者等見守り支援体制（ＳＯＳキーホルダー）事業の協力・支援　≪新規≫ ⑨あったか地域活動助成事業 ⑩小規模地域活動助成事業 ⑪社会福祉法人・福祉施設との連携強化　≪新規≫
２　ボランティアセンターの機能充実	①ボランティアに関する情報提供や参画の仕組みづくり　≪新規≫ ②人材育成のための講座・研修会の開催 ③ボランティア調査・把握、登録、需給調整 ④ボランティア活動推進助成事業 ⑤ボランティア連絡協議会との連携 ⑥小学校・中学校・高校との連携 ⑦災害ボランティアセンター体制整備　≪一部新規≫

推進項目３　在宅サービスの充実

１　在宅福祉サービス

社会情勢が変化する中で、当事者やその家族に対して直接的な福祉サービスを提供するとともに現状の課題・ニーズに応じた支援体制づくりが必要です。

特に第３期においては、地域包括ケアシステム構築に向けた事業の検討・実施、ふれあいサロン事業の充実、生活支援サポートセンターの充実に取組みます。

２　包括的相談支援事業

近年、地域住民からの相談が増加する中、相談内容も複雑・多様化しています。

住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、解決につなげる支援やその仕組みづくりを行う必要があり、総合相談・生活支援体制の構築が求められています。

３　子育て支援事業

少子化や核家族化による社会の変化により、子育てを取巻く環境が変化しています。そうした中で、子育て中の親子の孤立防止、働きながら子育てをしている人の支援や子育てを支えていただくボランティアの育成が必要です。

４　成年後見センター事業

一人暮らし高齢者や身寄りのいない高齢者の増加、障がいがある人の親亡き後の支援等成年後見事業や地域福祉権利擁護事業は益々重要性が高まっています。

現在、利用者は増加傾向にあり、センターの体制づくりを行う必要があります。また、後見事業は低所得者の受任割合が多くを占めており、後見報酬が低額であるため、運営のための財源確保が必要です。

１　在宅福祉サービス	①地域包括ケアシステム構築に向けた事業の検討・実施 ②ふれあいサロン ③はつらつ百年塾 ④生活支援サポートセンター事業 ⑤ひとり親家庭等入学・卒業祝い ⑥１日親と子のつどい ⑦ひとり親家庭等日常生活支援事業 ⑧一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定【通称：福祉タクシー】） ⑨物品貸出事業 ⑩供養事業
２　包括的相談支援事業	①総合相談・生活支援体制づくり構築　≪新規≫ ②生活困窮者自立支援制度への対応 ③心配ごと相談事業 ④生活福祉資金貸付事業
３　子育て支援事業	①ファミリー・サポート・センター事業 ②子育てサポーター派遣事業 ③子育てサロン ④子育て支援研修会
４　成年後見センター事業	①成年後見事業 ②市民後見人養成講座 ③成年後見フォーラム ④地域福祉権利擁護事業 ⑤任意後見事業と預かりサービス　≪新規≫

推進項目４　介護保険・障がい福祉サービス事業の充実

１　介護保険事業

介護保険事業所の職員確保が厳しい状況にある中で、今後の事業所体制のあり方について検討を重ね、平成２９年４月より居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所をそれぞれ１事業所に統廃合しました。

特に「訪問介護事業所」においては、職員の確保ができず、新規依頼があっても依頼に対応できない状況にあります。

地域の方から喜ばれ、利用してよかったと言っていただける信頼性の高いサービス提供や安定的運営を図るためには、「職員確保」が必要であり、それと同時に資質向上に努める必要があります。

また、介護保険サービスだけでは“安心して暮らせる切れ目のない支援”は困難です。

介護保険外のサービス（社協独自事業）を企画・実施していく必要があります。

２　障がい福祉サービス

現状において、障がい福祉サービスの需要は年々、増加傾向にある反面、職員確保が厳しい状況にあり、基盤を強化していくためには職員の確保並びに資質向上が求められます。

１　介護保険事業	①居宅介護支援事業 ②訪問介護・訪問入浴事業 ③通院等乗降介助【通称：介護タクシー】の実施 ④通所介護事業
２　障がい福祉サービス	①ホームヘルプ事業（身体・知的・精神障がい者） ②一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定【通称：福祉タクシー】） ③児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業 ④児童発達支援事業•放課後等デイサービス利用者負担金助成事業

推進項目５　社協体制の強化

１　組織体制の強化

社会福祉法人制度改革の実施に伴い「経営組織のガバナンス強化」「事業運営の透明性の確保」「財務規律の強化」に積極的に取組む必要があります。

また、「経営健全化計画」に基づく人員適正化、事務事業の見直し等を継続して取組むとともに事務局体制、事務所建設についても引続き検討する必要があります。

２　財政基盤の強化

社協が活動を行う上での自主財源となる「会費」「寄付金」「共同募金配分金」「介護報酬等」などの財源確保が必要です。

現状、自主財源が減少する中、会費・寄付金・共同募金配分金の財源確保を図るためには、「社協に対する理解を深める」ことが重要であり、住民の方々に事業や啓発活動を通じて理解と協力が得られるよう努めることが重要となります。

また、介護報酬等については、法改正により今後も収益減となる見込みがあるため、事業体制の見直しが必要となります。

更に補助金についても、社協の存在意義を示し、理解を得ることで安定的に確保する必要があります。

３　行政とのパートナーシップ

現在、「社会福祉協議会連絡調整会議」にて市福祉部との協議を不定期に実施しています。今後の山鹿市における地域福祉を推進するためには、行政と社協の連携・協働は必要不可欠であり、地域福祉推進に向けた計画と評価の協働実施や補助金のあり方についても既存の協議体で行う必要があります。

また、地域共生社会の実現のために、福祉部門を越えた連携が必要です。

１　組織体制の強化	①経営健全化計画の推進 ②理事会・評議員会の強化 ③（仮称）地区福祉推進委員会の設置検討 ④事務局体制の検討 ⑤事務所建設の検討 ⑥指定管理施設の管理運営 ⑦苦情解決体制の整備 ⑧職員育成の充実
２　財政基盤の強化	①会費 ②寄付金 ③共同募金配分金（赤い羽根共同募金） ④介護保険・障害福祉サービス事業収入 ⑤市補助金 ⑥その他の補助金
３　行政とのパートナーシップ	①社会福祉協議会連絡調整会議 ②関係部局の連携強化

４．推進項目ごとの個別事業計画（※は主要事業）

推進項目１　地域福祉の土壌づくり

	項目	方針
１　福祉ニーズの把握と情報提供	①福祉実態調査	民生・児童委員の協力のもと「要援護者の把握」「災害時要援護者の支援体制並びに平常時の見守り体制の確立」「新たなニーズへの対応」を目的に実態調査を継続して行います。 また、避難行動要支援者制度との関連性もあるため、行政との情報共有及び連携に努めます。
	②座談会での情報発信及び収集の強化	座談会において山鹿市や福祉の現状等情報発信及び情報収集の強化に努めます。 また、福祉嘱託員との更なる連携により座談会の実施に努めます。
	③社協だより「キャッチボール」の発行	社協だよりを年 ４ 回発行し市民の方々への情報提供に努めます。
	④ホームページの運用・管理	ホームページにより、市民の方々へ社協の役割・事業・財務状況など情報提供に努めます。
	⑤音声訳録音（ＣＤ）による情報提供	視覚障がい者や弱視の高齢者への声の便り（ボランティアの協力により、広報紙等をＣＤに録音し、配送する）として情報提供に努めます。
２　福祉に対する意識の啓発	①地区座談会・福祉学習会の開催　※	地域に暮らす誰もが、支え合いながら安心・安全に暮らせるまちをつくるためには、互いの理解と参加・協力が必要です。 そのためにも「山鹿市社協が目指す福祉のまちづくり」や「地域福祉」について、また、広く「福祉」について考えるきっかけや学ぶ機会を提供し、福祉に対する意識の向上を図ることにより、誰もが共に生き、共に学び、共に活動するための土壌づくりに取組みます。

（表１）地区座談会・福祉座談会開催状況

	地区座談会開催数	福祉学習会開催数
平成 25 年度	10 回	18 回
平成 26 年度	16 回	22 回
平成 27 年度	16 回	27 回
平成 28 年度	13 回	45 回

取組み状況	第 3 期計画
現行の調査内容に基づき継続して実施しました。 【調査内容】 ①一人暮らし高齢者 ②高齢者世帯 ③ひとり親世帯 ④要援護世帯 ⑤その他の世帯	現在の取組みを引続き実施します。 民生・児童委員との更なる連携を図り、実態把握及び見守り体制づくりに活用します。 また、避難行動要支援者制度との関連性もあるため、行政との情報共有及び連携に努めます。
座談会を開催し、情報提供に努めました。	座談会は社協や福祉に対する理解を深めるための重要な取組みです。福祉嘱託員との更なる連携により実施に努めます。
年 4 回発行し､市民の方々への情報提供に努めました。 〇発行部数　21,000 部	現在の取組みを引続き実施します。 また、市民の方々に読んでいただける誌面づくりに努めます。 ①誌面内容検討 ②職員研修
平成 25 年度及び平成 29 年度に新しく作成し、内容の充実、見やすいものに改善し、情報提供に努めました。	現在の取組みを引続き実施します。 また、時代に即応した情報提供のあり方の検討を引続き行います。
平成 27 年度よりボランティアの協力のもと情報媒体をテープからＣＤへと移行しました。 〇音声訳ボランティア数　18 名 〇利用者数　16 名	現在の取組みを継続して実施します。
地区座談会・福祉学習会の開催状況は下表のとおりです。（表１）	現在の取組みを継続して実施するとともに福祉嘱託員・各団体との更なる連携を図り、座談会及び福祉学習会の実施に努めます。 〇座談会及び福祉学習会の実施計画は下表のとおりです。（表２）

（表２）地区座談会・福祉学習会開催計画

	山鹿地域		鹿北地域		菊鹿地域		鹿本地域		鹿央地域	
	座談会	学習会	座談会	学習会	座談会	学習会	座談会	学習会	座談会	学習会
平成 30 年度	7 回	25 回	6 回	15 回	3 回	4 回	3 回	4 回	5 回	8 回
平成 31 年度	10 回	30 回	6 回	15 回	3 回	4 回	4 回	4 回	6 回	10 回
平成 32 年度	10 回	30 回	6 回	15 回	3 回	4 回	4 回	6 回	6 回	10 回
平成 33 年度	10 回	30 回	6 回	15 回	4 回	5 回	5 回	6 回	6 回	10 回
平成 34 年度	10 回	30 回	6 回	15 回	4 回	5 回	5 回	8 回	6 回	10 回
平成 35 年度	10 回	30 回	6 回	15 回	4 回	5 回	6 回	8 回	6 回	10 回

	項目	方針
３　人材発掘及び育成の推進	①人材発掘の仕組みづくり　※ ≪新規≫	地域で活躍する人材を発掘するための仕組みづくりを検討・実施します。また、生活支援コーディネーターとの連携を図り、人材確保及び育成を行います。
	②ボランティア講座	ボランティアに関する総論的な視点や技術の習得を目的とし、本講座を通しボランティアへの関心を高め、本会が主催する各ボランティア講座の参加の糸口とすることを目的として実施します。
	③子どもボランティアリーダー養成講座	「思いやりの心」や「命」を大切にする子どもたちを育てる福祉教育として小学５年生を対象に地域福祉・ボランティア活動への理解と関心を高め、福祉学習会や実践活動を通じ、自主的なボランティア活動へと広げていくリーダーの養成を実施します。 また、団体等と連携を図り、卒業生への活動の場を提供します。
	④ワークキャンプ	管内の施設（老人福祉施設・保育園等）の協力をいただき、中学・高校・大学生を対象に宿泊もしくは通いによる福祉・ボランティア体験学習を実施します。 また、事業形態の検討を引続き行います。
	⑤高校生のための保育ボランティア講座	高校生に幼児を身近に感じていただき、託児の不安や緊張感を和らげるとともに、実習を通じてこれからの職業選択や将来における次世代育成を目的に実施します。 また、学生への情報提供やボランティア活動への参画・調整を引続き実施します。

（表３）講座ごとの受講者数

	ボランティア講座	子どもボランティアリーダー養成講座	ワークキャンプ		高校生のための保育ボランティア講座
			協力施設	参加者数	
平成 25 年度		71 名	10 施設	58 名	38 名
平成 26 年度		74 名	10 施設	62 名	8 名
平成 27 年度		55 名	10 施設	54 名	10 名
平成 28 年度	46 名	59 名	8 施設	46 名	31 名

子どもボランティアリーダー養成講座

取組み状況	第 3 期計画
	平成 30 年度に人材発掘と活用の仕組みづくりを検討・実施します。
平成 28 年度より新規事業として実施しました。 受講者数は下表のとおりです。（表３）	現在の取組みを継続して実施します。
受講生数は下表のとおりです。（表３） 〇卒業生への活動の場を提供しました。	現在の取組みを継続して実施します。 また、各学校との連携により事業を推進します。
協力施設・参加者数は下表のとおりです。（表３）	現在の取組みを継続して実施します。 また、各学校や施設との連携により事業を推進します。なお、事業形態の検討を引続き行います。
【情報提供・参加調整】 子ども課や保育園・高校の協力のもと、ボランティアに関する情報提供や活動への参画・調整を実施しました。 受講者数は下表のとおりです。（表３）	現在の取組みを継続して実施します。 なお、引続き情報提供や活動への参画・調整を実施するとともに関係者（行政・保育園・高校）との連携に努めます。

高校生のための保育ボランティア講座

ワークキャンプ

	項目	方針
３　人材発掘及び育成の推進	⑥音声訳ボランティア養成講座	視覚障害者や弱視の高齢者へ声の便りとして広報等をＣＤに録音するボランティア養成を検討・実施します。 なお、現状において音声訳ボランティアの確保はできているため、需要と供給のバランスにより実施の有無について、毎年度、検討を行います。また、フォローアップ研修会についても必要に応じ実施します。
	⑦サロンボランティア養成講座	ふれあいサロンのボランティア養成のための講座を実施します。
	⑧サロンボランティアのためのレクリエーション講座	ふれあいサロンの運営を行っているボランティアの方々に、楽しみながらサロン運営を続けていただくために、レクリエーションの実技向上と心身のリフレッシュを図ることを目的に実施します。
	⑨生活支援サポーター養成講座	高齢者等の個別の生活ニーズに応えるために、地域における担い手となる生活支援サポーターを養成します。
	⑩生活支援サポーターフォローアップ研修会	現在活動されているサポーターの技術向上並びに交流を目的に実施します。
	⑪育児サポーター養成講座	地域の子育てをサポートしていただける育児支援ボランティア及びファミリー・サポート・センターの協力会員を養成するための講座を実施します。

（表４）講座ごとの受講者数

	サロンボランティア養成講座	サロンボランティアのためのレクリエーション講座
平成 25 年度	50 名	143 名
平成 26 年度	52 名	124 名
平成 27 年度	53 名	124 名
平成 28 年度	95 名	147 名

サロンンボランティア養成講座

取組み状況	第 3 期計画
養成講座実施の有無について毎年度、協議を行った結果、充足しているため講座は実施していません。情報媒体をテープからＣＤへ移行したため、ボランティアのフォローアップ研修会を新規に開催しました。	引続き需要と供給のバランスにより実施の有無について、毎年度、検討を行います。 また、フォローアップ研修会は必要に応じ実施します。
受講し易い環境を整えるため、講座内容の見直しを行うと共に、既に新規サロンボランティアとして活動を始められた方への参加促進を図りました。 受講者数は下表のとおりです。（表４）	現在の取組みを継続して実施します。
受講者数は下表のとおりです。（表４）	現在の取組みを継続して実施します。
受講者数は下表のとおりです。（表５）	現在の取組みを引続き実施します。 なお、必要に応じて講座内容等の見直しを行います。
受講者数は下表のとおりです。（表５）	現在の取組みを引続き実施します。
受講し易い環境を整えるため、講座内容・回数の見直しを行い実施しました。 受講者数は下表のとおりです。（表５）	現在の取組みを引続き実施します。 なお、必要に応じて講座内容等の見直しを行います。

（表５）講座ごとの受講者数

	生活支援サポーター養成講座	生活支援サポーターフォローアップ研修会	育児サポーター養成講座
平成 25 年度	40 名	29 名	14 名
平成 26 年度	24 名	25 名	7 名
平成 27 年度	4 名	25 名	10 名
平成 28 年度	13 名	17 名	9 名

生活支援サポーター養成講座

育児サポーター養成講座

推進項目２　住民活動の仕組みづくり

	項目	方針
１　地域福祉活動の推進	①福祉嘱託員の委嘱及び連携	嘱託員（区長）へ社協独自に福祉嘱託員として委嘱し、社協会費・共同募金の収納と理解促進、広報紙の配布、座談会の開催等についての依頼を行うとともに連携に努めます。
	②民生・児童委員、主任児童委員との連携	市民の日常生活の課題解決及び地域福祉の向上を図るために連絡協議会会長会議や定例会、通常業務の中で更なる連携に努めます。
	③福祉協力員の設置と活動推進	地域内の児童や高齢者等の見守りや安否確認など、誰もが安全・安心な暮らしを地域で支える体制づくりのため、民生委員児童委員の補完的役割を担うと共に、より密着した地域福祉活動の充実を図るため福祉協力員の設置を推進します。 また、地域の実情に合わせた福祉協力員の設置を進めるとともに民生委員・児童委員との連携を図り、地域における見守り体制の拡充に努めます。 また、見守りネットワーク活動手引書を活用します。
	④地区社協の組織化　※	誰もが、安全・安心に暮らせるまちづくりを実現させるため、地域の様々な生活課題を住民皆で考え、支え合い、助け合える地域の仕組みづくりとして行政区単位の社会福祉協議会の組織化（地区社協）を進めていきます。 また、組織化にあたっては、地区社協マニュアルを活用します。
	⑤校区社協･地区社協の支援	地域の福祉力を高め、住民が主体となった仕組みを形にしていくことが、社協の大きな役割です。現在、組織化されている地区社協及び校区社協の支援を行います。
	⑥小地域ネットワーク活動の強化　※	見守りが必要な方を民生・児童委員、福祉協力員、近隣住民の連携及び協力のもと、安否確認、福祉問題の早期発見、緊急時の迅速な対応、孤立化防止に努めます。 また、災害時における要援護者支援体制の構築を図るため、行政（避難行動要支援者制度）との連携を図ります。 〇実態把握及び見守り体制の仕組みづくりを検討･実施をします。 〇ネットワーク数の把握を行います。 〇地域福祉見守支援システムを活用します。

取組み状況	第 3 期計画
○嘱託員（区長）へ福祉嘱託員として委嘱 ○福祉嘱託員会議・意見交換会の開催 ○福祉嘱託員活動助成事業の実施　2,000,000 円	現在の取組みを継続して実施します。
民児協会長会議•単位民児協定例会への出席及び情報交換を行いました。また、見守り体制の構築・個別ケースの支援を行いました。	現在の取組みを継続して実施します。
○福祉協力員数　285 名　（245/258 行政区配置） ○民生•児童委員並びに福祉協力員合同研修会等の実施 ○手引書については、「見守りネットワーク活動手引書」に記載	現在の取組みを継続して実施します。 なお、福祉嘱託員との連携のもと地域の実情に合わせた福祉協力員の設置を進めます。 ○地域の実情に合わせた福祉協力員の設置を進めます。 ○民生・児童委員等との連携に努めます。 ○手引書を活用します。
○地区社協の新規組織化　1 ヵ所 【組織化のあり方についての検討】 次の手順により組織化を展開します。 ①座談会・福祉学習会の開催 ②地域診断書の作成 ③福祉嘱託員等へ組織化のイメージ紹介 ④組織化のための情報収集、計画作成等 ⑤その地域に応じた組織化の検討	地域の福祉力を高め、住民主体となった仕組みを形にしていくことが、社協の大きな役割であるため、協議結果に基づく取組みを継続して実施します。 ○地区社協マニュアルを活用します。
○山鹿地域 8 ヵ所の校区社協 ○菊鹿地域 6 ヵ所・鹿本地域 1 ヵ所の地区社協 ○校区社協助成金　1,770,000 円（山鹿地域：8 校区） ○研修等における職員派遣	現在の取組みを継続して実施します。 なお、「助成金のあり方」については今後、検討します。
民生・児童委員、福祉協力員、近隣住民、福祉嘱託員との連携及び協力により見守り体制づくりを継続して推進しました。なお、見守り体制の仕組みづくりについて協議を行いました。また、ネットワーク数の把握までは至っていません。	現在の取組みを継続して実施します。 引続き見守り体制の仕組みづくりについて協議を行い、ネットワーク数の把握に努めます。 ○実態把握及び見守り体制の仕組みづくりを検討・実施をします。 ○ネットワーク数の把握を行います。 ○地域福祉見守支援システムを活用します。

	項目	方針
１　地域福祉活動の推進（つづき）	⑦見守りネットワーク活動手引書の活用	関係者が共通認識のもとに見守り活動を行うための手引書「ほのぼの地区物語」を活用します。また、手引書を映像化し、座談会や学習会、子どもたちへの福祉教育へ活用します。
	⑧高齢者等見守り支援体制（ＳＯＳキーホルダー）事業の協力・支援　≪新規≫	自治会が主体となり実施されているＳＯＳキーホルダー事業を全地域への拡大や日中・夜間における連絡・支援体制を構築するため、自治会、ＮＰＯ法人、民間事業者との連携を図り協力・支援を行います。 ※ＳＯＳキーホルダー事業は、認知症高齢者等を対象に徘徊時に早急に発見・保護することを目的として、事前に登録した連絡先等の情報キーホルダーを所持することで、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域で取組まれている事業です。
	⑨あったか地域活動助成事業	少子高齢化や家族機能の変化、地域のつながりの希薄化など地域を取り巻く環境や住民意識が変化している中、地域における様々な生活課題を住民皆で考え、お互いに支え合う仕組みづくりが急務であり、地域の特性を活かし、ふれあい活動の推進及び地域支え合いの仕組みづくりを構築することを目的に助成事業を実施します。
	⑩小規模地域活動助成事業	赤い羽根共同募金・戸別募金実績の２０％を各区の福祉活動費として助成します。
	⑪社会福祉法人・福祉施設との連携強化　※≪新規≫	社会福祉法人制度改革により「地域における公益的な取組み実施する」ことが規定されたことに伴い、社会福祉法人（福祉施設）との連携による事業を検討・実施します。

民生・児童委員と福祉協力員合同研修会

見守りネットワーク活動手引書

取組み状況	第 3 期計画
地域福祉を分かりやすいようにまた、身近でできる助け合いを「漫画」にした手引書を平成 29 年度に作成しました。	現在の取組みを継続して実施します。 ○平成３０年度に手引書の映像化を行います。
	平成３０年度に支援体制づくりのための検討を行い、方向性を確立します。その後、全地域への拡大に向けた協力・支援を行います。
助成状況は下表のとおりです。（表６）	現在の取組みを継続して実施します。 なお、「助成金のあり方」については今後、検討します。
助成状況は下表のとおりです。（表６）	現在の取組みを継続して実施します。 なお、「助成金のあり方」については今後、検討します。
	平成３０年度に連携による事業を検討し、方向性を確立します。また、３１年度より事業実施ができるよう努めます。

（表６）助成状況

	あったか地域活動助成事業		小規模地域活動助成事業
	助成額	校区・行政区	助成金
平成 25 年度	4,950,000 円	8 校区・125 行政区	1,438,842 円
平成 26 年度	4,920,000 円	8 校区・124 行政区	1,432,638 円
平成 27 年度	5,040,000 円	8 校区・128 行政区	1,358,270 円
平成 28 年度	4,920,000 円	8 校区・124 行政区	1,370,083 円

	項目	方針
２　ボランティアセンターの機能充実	①ボランティアに関する情報提供や参画の仕組みづくり　※≪新規≫	ボランティア活動の推進を図るため、ボランティアに関する情報提供のあり方、参画の仕組みづくりについて、検討・実施します。
	②人材育成のための講座･研修会の開催　※	各講座を開催し、活動の輪を広げていくための人材育成を行います。 ①ボランティア講座 ②子どもボランティアリーダー養成講座 ③ワークキャンプ ④高校生のための保育ボランティア講座 ⑤音声訳ボランティア講座・フォローアップ研修会 ⑥サロンボランティア養成講座 ⑦サロンボランティアのためのレクリエーション講座 ⑧生活支援サポーター養成講座 ⑨生活支援サポーターフォローアップ研修会 ⑩育児サポーター養成講座
	③ボランティア調査･把握、登録、需給調整	管内ボランティアグループ等の把握及びボランティアをしたい人とボランティアを必要とする人との調整（需給調整）やボランティア活動保険の加入手続きを行います。 〇需給調整機能を高めるため、ボランティア調査・ニーズ調査を検討・実施します。 〇施設・保育園・学校とのネットワーク強化を図ります。
	④ボランティア活動推進助成事業	先駆的な地域福祉事業を担う組織や団体（小地域、ボランティアグループ、学校、ＮＰＯ等）に対し、事業費を助成することにより地域福祉の活性化を図ることを目的として実施します。
	⑤ボランティア連絡協議会との連携	ボランティア連絡協議会事務局をはじめ情報提供等ボランティア連絡協議会との連携に努めす。 〇ボランティア養成講座等を通じてボランティアの増加を図ります。 〇ボランティア連絡協議会への助成を実施します。
	⑥小・中学・高校との連携	社協と学校との連携及び社協事業や福祉教育の重要性を理解していただくことを目的に小学校・中学校・高校との連絡会議を実施します。また、学校における福祉体験学習会などに出向く等、連携に努めます。

取組み状況	第 3 期計画
「社協だより」及び「ホームページ」を活用し、情報発信に努めました。	現在の取組みを継続して実施します。 特に若い世代への情報提供・参画のあり方を検討します。
人材育成にて記載済（P40～43）	人材育成にて記載済（P40～43）
【体制づくり】 パソコンソフト導入によるデータ管理やマッチングができるよう体制を整えました。 【PR】 「社協だより」や「ホームページ」により周知を行いました。 〇ボランティア登録数、調整件数は下表のとおりです。（表7）	現在の取組みを継続して実施します。 〇需給調整機能を高めるため、ボランティア調査・ニーズ調査を検討・実施します。 〇施設・保育園・学校とのネットワーク強化を図ります。
助成団体数及び助成額は下表のとおりです。（表7）	現在の取組みを継続して実施します。
〇ボランティア連絡協議会事務局 〇ボランティア連絡協議会総会 〇ボランティア連絡協議会交流会 〇ボランティア連絡協議会への助成　200,000 円	現在の取組みを継続して実施します。 また、ボランティア養成講座等を通じてボランティアの増加を図ります。
小・中学校・高校との意見交換会を実施しました。なお、高校との意見交換会は新規として実施しました。 学校における総合的な学習の時間の支援を行いました。	現在の取組みを継続して実施します。

（表７）ボランティア登録者数・調整件数、助成件数・金額

	ボランティ登録数		調整件数	助成件数・金額	
	個人	団体		助成件数	金額
平成 25 年度	57 名	93 団体	67 件	36 団体	1,498,000 円
平成 26 年度	55 名	86 団体	377 件	33 団体	1,497,000 円
平成 27 年度	54 名	88 団体	408 件	34 団体	1,457,000 円
平成 28 年度	112 名	58 団体	836 件	29 団体	1,324,120 円

	項目	方針
２　ボランティアセンターの機能充実（つづき）	⑦災害ボランティアセンター体制整備	災害発生時にスムーズな復旧活動が行えるよう災害ボランティアセンターの体制づくり等災害時の対応に向けた取組みを強化します
	①災害ボランティア講座	災害時のボランティア活動や災害ボランティアセンターについて学び、被災地ならびに山鹿市で活躍できる人材を育成することを目的に実施します。
	②防災のつどいの開催	多くの方々に災害に備えての防災意識の啓発、ボランティア活動の普及や防災活動における知識や技術を学ぶこと目的に日赤防災ボランティア山鹿あいの会と共催で実施します。
	③近隣市町村社協との協定締結	近隣市町社協との協定内容及び協定先の検討・協議を行います。
	④災害ボランティアセンター設置訓練	災害ボランティアセンターの設置・運営ができる体制づくりのため、全職員がその役割と運営について理解を深め、災害時に対応できる職員の育成を目的に実施します。
	⑤福祉施設との協力体制の確立	災害発生時における福祉施設との協力体制を構築します。
	⑥フォーラム等の検討	防災に関する意識啓発や災害に備えた地域づくりを推進するためのイベントを検討します。
	⑦基金創設の検討　※≪新規≫	災害時における財源を確保するための基金創設を検討します。

防災のつどい

災害ボランティア講座

取組み状況	第 3 期計画
参加者は下表のとおりです。（表８）	現在の取組みを継続して実施します。
○期日　１月 17 日（毎年度） ○開催場所・参加者数は下表のとおりです。（表８）	現在の取組みを継続して実施します。 なお、防災ボランティア山鹿あいの会との協議の結果、平成３０年度より社協単独事業として実施します。
【協定締結社協】 ・菊池市（平成 26 年度） ・熊本市（平成 27 年度）	更に近隣市町社協の協定締結に向け検討・協議を行います。（荒尾・玉名地域、福岡県八女市等）
職員訓練を毎年度実施しました。	現在の取組みを継続して実施します。
未実施	第 3 期計画期間において検討・実施します。
平成 29 年度に「災害に強い地域づくりフォーラム」開催しました。 ○参加者　約 200 名 ○場　所　鹿本市民センター	平成 30 年度にフォーラム等の検討を行い方向性を確立します。
	平成 30 年度に基金の検討を行い方向性を確立します。

（表８）災害ボランティア講座・防災のつどい実施状況

	災害ボランティア講座	防災のつどい開催所等	
		開催場所	参加者数
平成 25 年度		鹿北市民センター	約 300 名
平成 26 年度	18 名	Ｍｒ．Ｍａｘ山鹿店	約 300 名
平成 27 年度	20 名	市役所	約 300 名
平成 28 年度	24 名	菊鹿健康福祉センター	約 250 名

推進項目３　在宅福祉サービスの充実

	項目	方針
１　在宅福祉サービス	①地域包括ケアシステム構築に向けた事業の検討・実施　※	山鹿市における地域包括ケアシステムの構想を基に社協が担う役割を明確化するとともに、構築に向けた事業を検討・実施します。
	②ふれあいサロン	閉じこもりがちな高齢者や障がい者を対象に地区公民館等を利用して、レクリエーションなどによる交流を地域のボランティアの方々の協力をいただき実施し、生きがいと健康づくり、仲間づくりを通して介護予防と地域ボランティア育成に努めます。現状、代表者やボランティアの担い手不足等の理由によりサロンが減少しつつあるため、サロンが維持できるよう支援するとともに新規サロン立上げに努めます。 ○サロンボランティア養成講座や地域に出向き説明会を積極的に開催してサロンへの理解とボランティアの確保に努めます。
	①サロンボランティア養成講座	人材育成にて記載済（P42～43）
	②サロンボランティアのためのレクリエーション講座	
	③はつらつ百年塾	元気高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを目的に各種講座を実施いたします。
	④生活支援サポートセンター事業	要援護高齢者等に対して、住み慣れた地域での暮らしを継続できるように生活支援サポーターが買物・話し相手・ゴミ出し等を行い、高齢者を支える「生活支援サポートセンター事業」を実施します。また、日常生活圏域ごとに配置されている「生活支援コーディネーター」との連携・協働による充実を図ります。

（表９）ふれあいサロン・はつらつ百年塾実施状況

	ふれあいサロン			はつらつ百年塾	
	サロン数	参加者数	ボランティア人数	講座数	参加延べ人数
平成 25 年度	179 ヵ所	2,993 名	1,251 名	22 講座	8,839 名
平成 26 年度	173 ヵ所	2,982 名	1,193 名	21 講座	7,900 名
平成 27 年度	169 ヵ所	2,841 名	1,172 名	20 講座	6,678 名
平成 28 年度	166 ヵ所	2,745 名	1,138 名	19 講座	5,530 名

取組み状況	第 3 期計画
	第３期計画期間において社協が担う役割の明確化及び事業を検討・実施します。
サロン数、参加者数、ボランティア数は下表のとおりです。（表９）	現在の取組みを継続して実施します。 また、現行サロンが維持できるよう支援並びに新規サロン立上げに努めます。 〇サロンボランティア養成講座や地域に出向き説明会を積極的に開催してサロンへの理解とボランティアの確保に努めます。
人材育成にて記載済（Ｐ42～43）	人材育成にて記載済（Ｐ42～43）
平成 27 年度をもって市委託事業が廃止されましたが、引続き、社協事業として実施しています。 講座数、参加延べ人数は下表のとおりです。（表９）	現在の取組みを継続して実施します。
市委託事業として実施していましたが、平成 27 年度より、障がいがある方、妊産婦等が利用できるよう事業を拡大しました。（平成２７年度より一部委託へ変更） 会員数（利用会員・協力会員）活動実績は下表のとおりです。（表 10）	現在の取組みを継続して実施します。 更なるサポートセンターの利用促進に努めます。また、買物弱者に対する対応策としても事業充実を図ります。サポートセンターの機能充実を図るための体制・内容を引続き検討を行います。 〇生活支援コーディネーターとの連携・協働による充実を図ります。

（表 10）生活支援サポートセンター事業実施状況

	利用会員数	協力会員数	活動実績
平成 25 年度	39 名	56 名	244 件
平成 26 年度	45 名	78 名	508 件
平成 27 年度	61 名	80 名	703 件
平成 28 年度	73 名	90 名	631 件

	項目	方針
1 在宅福祉サービス（つづき）	⑤ひとり親家庭等入学・卒業祝い	ひとり親家庭及び両親不在世帯で小学校入学家庭（3,000 円）及び中学校卒業家庭（5,000 円）へ図書カードを贈呈し、ひとり親世帯等の支援を行います。
	⑥1 日親と子のつどい	ひとり親家庭及び両親不在世帯の親と子（中学生以下）を対象に親子のふれあいを目的として日帰り旅行を実施いたします。
	⑦ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が、一時的に生活援助を必要とし、又は日常生活を営むのに支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣し、その生活を支援することにより、生活の安定を図ることを目的に実施いたします。
	⑧一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定【通称：福祉タクシー】）	在宅において通院等が困難な要介護・要支援認定者、身体障害者手帳の交付を受けている方などの移送を行い、在宅生活と社会参加の支援を行います。なお、利用者が少ない状況であるため、事業継続の有無も含め検討を行います。
	⑨物品貸出事業	車イス、チャイルドシート、ジュニアシート、高齢者擬似体験セット、炊出しセット等を貸出します。
	⑩供養事業	亡くなられたご遺族に弔詞を渡し、職員がお悔みに行き、供養品（蝋燭）を供えます。また、お悔みに行くことで世帯状況の確認を行い、支援が必要な世帯については、対応を図ります。 〇事業体制の検討を行います。

（表 11）ひとり親家庭等入学・卒業祝い、１日親と子のつどい事業実施状況

	ひとり親家庭等入学・卒業祝い		１日親と子のつどい	
	入学	卒業	旅行先	参加者数
平成 25 年度	42 名	72 名	三井グリーンランド	141 名（親 55 名・子 86 名）
平成 26 年度	35 名	34 名	うみたまご	116 名（親 47 名・子 69 名）
平成 27 年度	41 名	77 名	スペースワールド	155 名（親 61 名・子 94 名）
平成 28 年度	29 名	69 名	マリンワールド	153 名（親 60 名・子 93 名）

取組み状況	第 3 期計画
実績は下表のとおりです。（表 11）	現在の取組みを継続して実施します。
実績は下表のとおりです。（表 11）	現在の取組みを継続して実施します。
実績は下表のとおりです。（表 12）	現在の取組みを継続して実施します。
実績は下表のとおりです。（表 12）	現在の取組みを継続して実施します。 平成３０年度に事業継続の有無も含め検討を行い、３１年度に方向性を確定します。
【貸出物品】 車イス、チャイルドシート、ジュニアシート、ベビーカー、温泉宅配機材、擬似体験セット、松葉杖、血圧計、炊出し釜セット等の貸出しを行っています。 ※福祉機器のみならず、ネットワーク構築のためのイベント用品についても需要が高くなっています。	現在の取組みを継続して実施します。
亡くなられたご遺族に弔詞を渡し、職員がお悔みに行き、供養品を供えました。	現在の取組みを継続して実施します。 なお、事業体制の検討を行います。

（表 12）ひとり親家庭等日常生活支援事業・一般乗用旅客自動車運送事業実績（３月末現在）

	ひとり親家庭等日常生活支援事業		一般乗用旅客自動車運送事業	
	利用者数	事業収入	利用者延べ人員	事業収入
平成 25 年度	2 名	596,200 円		
平成 26 年度	3 名	367,200 円	46 名	153,450 円
平成 27 年度	1 名	124,030 円	200 名	415,710 円
平成 28 年度	0 名	117,045 円	155 名	185,360 円

	項目	方針
2 包括的相談支援事業	①総合相談・生活支援体制づくり構築　※≪新規≫	あらゆる相談に対応できる包括的な相談窓口や解決するための支援体制づくりを構築します。
	②生活困窮者自立支援制度への対応	多様で複合的な課題を抱える生活困窮者への支援体制として、生活福祉資金貸付事業をはじめ行政（生活自立相談）との連携により必要に応じて個別支援を行います。
	③心配ごと相談事業	身近な相談所として各支所において相談所を開設し、住民の様々な相談に応じるよう努めます。 《相談種別》　一般相談、司法相談、法律相談 〇信頼される相談所を目指します。 〇住民が利用しやすい相談所に努めます。 ※市民の日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行い安心して生活できる地域づくりに貢献します。（専門機関への確実な橋渡し）
	④生活福祉資金貸付事業	低所得者や障がい者、高齢者または失業者の方に対し、資金の貸付と必要な援助・償還指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送ることができるよう取組みます。 〇相談体制の確立を図ります。 〇長期滞納者への償還指導を強化します。

（表 13）心配ごと相談事業実績

	心配ごと相談実績		
	一般	司法	法律
平成 25 年度	39 件	49 件	76 件
平成 26 年度	76 件	44 件	75 件
平成 27 年度	59 件	48 件	102 件
平成 28 年度	64 件	64 件	93 件

取組み状況	第 3 期計画
	平成 30 年度に支援体制づくりの検討を行い、31 年度からの実施に努めます。
生活福祉資金貸付事業をはじめ行政（生活自立相談）との連携により必要に応じて個別支援を行いました。	現在の取組みを継続して実施します。
住民ニーズの増加に伴い平成 27 年度より法律相談日を増やしました。 相談実績は下表のとおりです。（表 13）	現在の取組みを継続して実施します。
【相談体制の確立】 生活福祉資金相談等体制整備事業における補助事業を活用し、職員を配置しています。 貸付実績は下表のとおりです。（表 14）	現在の取組みを継続して実施します。 なお、滞納者への償還指導を県社協と連携を図り実施します。

（表 14）生活福祉資金貸付事業実績

	生活福祉資金貸付事業					
	教育支援資金		福祉資金		緊急小口特例貸付	
	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額
平成 25 年度	4 件	884,000 円	1 件	1,900,000 円		
平成 26 年度	2 件	1,022,000 円				
平成 27 年度	3 件	527,000 円				
平成 28 年度			1 件	153,000 円	56 件	8,900,000 円

	項目	方針
3 子育て支援事業	①ファミリー・サポート・センター事業	育児のお手伝いをして欲しい方（依頼会員）、育児のお手伝いをしたい方（協力会員）がお互いに助けたり助けられたりする相互援助活動を実施します。
	①制度の周知	広報紙や関係機関等連携による周知に努めます。
	②会員の確保	制度の周知を図るとともに依頼会員、協力会員の確保に努めます。
	③育児サポーター養成講座	人材育成にて記載済（P42～43）
	④会員交流会	会員交流会を実施し、会員同士の交流に努めます。
	②子育てサポーター派遣事業	家事や育児が困難な家庭を支援者（サポーター）が訪問して身の回りの世話や育児の援助及び相談助言を行うことにより、子育て支援と育児の健全な育成を図ることを目的として実施します。なお、利用者が少ない状況であるため、事業継続の有無について検討を行います。
	③子育てサロン	子育て中の親子が集える場（公民館等）を地域ボランティアの方々の協力により提供し、子育て中の親同士の交流（仲間づくり）や親子遊び、気軽に情報交換を行うことにより安心して子育てができる環境づくりを目的に実施します。 〇必要とされる地域でのサロン立上げに努めます。
	④子育て支援研修会	子育て支援に関わっている方々（ファミリー・サポート・センター協力会員、子育てサポーター、子育てサロン）を対象に資質向上を目指し、研修会を実施します。

（表 15）ファミリー・サポート・センター・子育てサポーター派遣事業実績

	ファミリー・サポート・センター事業					子育てサポーター派遣事業	
	会員数			活動実績	交流会参加者	利用者	派遣回数
	協力	依頼	両方				
平成 25 年度	111 名	166 名	29 名	360 件	30 名	3 名	21 回
平成 26 年度	114 名	159 名	25 名	187 件	30 名	1 名	19 回
平成 27 年度	117 名	174 名	19 名	188 件	39 名	1 名	4 回
平成 28 年度	196 名	120 名	21 名	306 件	51 名	1 名	18 回

取組み状況	第 3 期計画
会員数、活動実績は下表のとおりです。（表 15）	現在の取組みを継続して実施します。
広報紙や子ども課、子育て支援センター、健康増進課等協力のもと事業の周知に努めました。	現在の取組みを継続して実施します
【依頼会員】 制度周知により、会員の確保に努めました。 【協力会員】 育児サポーター養成講座にて会員に確保に努め、28 年度においては、大幅な会員増強となりました。	現在の取組みを継続して実施します
人材育成にて記載済（P42～43）	人材育成にて記載済（P42～43）
会員交流会を毎年実施しました。 実績は下表のとおりです。（表 15）	現在の取組みを継続して実施します
実績は下表のとおり（表 16）	平成 30 年度に事業継続の有無について検討を行います。
サロン数、延べ参加者数、延べボランティアは下表のとおりです。（表 16）	現在の取組みを継続して実施します。 なお、サロンの担い手となるボランティアの育成に努めます。 〇必要とされる地域でのサロン立上げに努めます。
参加者は下表のとおりです。（表 16）	現在の取組みを継続して実施します。 〇研修会のあり方を検討します。

（表 16）子育てサロン実績・子育て支援研修会参加者数

	子育てサロン			子育て支援研修会参加者
	サロン数	参加延べ人数	ボランティア延べ人数	
平成 25 年度	3 ヵ所	親 330 名・子 404 名	162 名	26 名
平成 26 年度	4 ヵ所	親 590 名・子 692 名	370 名	14 名
平成 27 年度	4 ヵ所	親 448 名・子 583 名	411 名	13 名
平成 28 年度	4 ヵ所	親 344 名・子 413 名	349 名	7 名

	項目	方針
4 成年後見センター事業	①成年後見事業　※	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方々に対し、法人後見としての受任に基づく財産管理や身上監護の支援を行います。
	①職員体制の強化	後見事業及び地域福祉権利擁護事業の着実な実施のため、職員体制の強化を図ります。
	②職員育成・資質向上	職員の資質向上とスキルアップのための研修を行います。
	③後見人実務支援	業務の中で発生した問題や課題解決に向けての支援を行います。
	②市民後見人養成講座	成年後見制度の普及・啓発及び後見活動ができる人材を養成するための講座を開催します。
	③成年後見フォーラム	成年後見制度の理解及び周知を図るためのフォーラムを開催します。
	④地域福祉権利擁護事業	認知症、知的障がい、精神障がい等判断能力が不十分な方に対し、契約に基づく福祉サービスの利用や日常の金銭管理等の支援を行います。
	①職員体制の強化	後見事業及び地域福祉権利擁護事業の着実な実施のため、職員体制の強化を図ります。
	②職員育成・資質向上	職員の資質向上とスキルアップのための研修を行います。
	⑤任意後見事業と預かりサービス　≪新規≫	将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自分で選んだ支援者（任意後見人）に、「どのような支援をしてもらうか」を公正証書により契約しておく制度について検討します。また、預かりサービスについては、地域福祉権利擁護事業の受付から契約までの期間を補完する独自の事業として検討します。

取組み状況	第３期計画
受任件数は下表のとおりです。（表 17）	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など財産の管理ができない方の増加が見込まれる中で、後見センターとして受任できる体制を整備していきます。また、運営のための財源確保についても検討を行います。
【職員配置状況】 正職員　３名　嘱託職員　２名 生活支援員　５名（内市民後見人２名） ※市民後見人養成講座にて人材確保を実施しています。 【職員体制の検討】 職員体制のあり方について検討を行っています。	平成３０年度に職員体制のあり方について検討を行い、方向性を確立します。
リーガル主催研修会 県主催専門研修会	現在の取組みを継続して実施します。
業務の中で適宜、解決に向けた支援・アドバイス等を行っています。また、ケース会議等の実施により支援並びに情報の共有化を図っています。	現在の取組みを継続して実施します。
受講者数は下表のとおりです。（表 17）	現在の取組みを継続して実施します。 また、これまでの受講者に対するフォローアップ研修会を検討します。
参加者数は下表のとおりです。（表 17）	現在の取組みを継続して実施します。
契約者数は下表のとおりです。（表 17）	現在の取組みを継続して実施します。 また、地域包括支援センターや福祉課など関係機関と連携を図ります。
【職員配置状況】 正職員　３名　嘱託職員　２名 生活支援員　５名（内市民後見人２名） ※市民後見人養成講座にて人材確保を実施しています。 【職員体制の検討】 職員体制のあり方について検討を行っています。	平成３０年度に職員体制のあり方について検討を行い、方向性を確立します。
○県社協研修 担当者研修　年１回　生活支援員研修　年１回 ○内部研修　月１回	現在の取組みを継続して実施します。
	任意後見事業は、平成３２年度実施に向けて検討を行います。 また、預かりサービスは平成３１年度実施に向けて協議を行います。

（表 17）成年後見センター事業実績（３月末現在）

	成年後見受任件数	市民後見人養成講座受講者数	成年後見フォーラム参加者数	地域福祉権利擁護事業契約者数
平成 25 年度	53 件	10 名	83 名	63 名
平成 26 年度	64 件	8 名	11 名	49 名
平成 27 年度	75 件	9 名	61 名	42 名
平成 28 年度	73 件	中止	63 名	46 名

推進項目４　介護保険・障がい福祉サービス事業の充実

	項目		方針
１　介護保険事業	①居宅介護支援事業		要介護者等の状態及び家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスの種類及び内容や回数を定めたケアプランを作成し、ケアプランに基づく介護サービスの提供が確保されるようサービス事業者との連絡調整を行い、適切なサービスが提供できるよう支援を行います。
		①資質向上のための研修会※	資質向上のための研修会に積極的に参加していくとともに、より専門的な研修会への参加を計画し、ステップ・スキルアップを図ります。
		②保険外サービスの企画・提案※	サービスの充実を図るための提案や制度の狭間におられる住民に対しての支援策を提案します。
		③特定事業所加算体制の充実	特定事業所加算の基準を満たすべく取り組んでいきます。また、今後、減算要件の変更も考えられるため、対応できる体制を整えていきます。
		④圏域のケアマネの連携強化	圏域の介護支援専門員や行政と連携を図るとともに地域の課題やニーズを把握し、それに伴う必要なサービスの提案等地域包括ケアシステム構築に努めます。
	②訪問介護・訪問入浴事業		ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護や家事等、日常生活上の支援を行います。また、訪問入浴車により、居宅を訪問し浴槽を提供して入浴の介護を行います。
		①職員の確保※	職員の確保について、検討・協議を行います。
		②資質向上のための研修会※	資質向上のための研修会に積極的に参加していくとともに、より専門的な研修会への参加を計画し、ステップ・スキルアップを図ります。
		③保険外サービスの企画・検討※	日常生活において何らかの援助が必要になった時、介護保険制度等では利用できない部分を独自の事業で支援できるよう、企画・検討します。
	③通院等乗降介助【通称：介護タクシー】の実施		在宅において通院等が困難な要介護認定者、障害者総合支援法による通院等介助の支給決定区分が明記されている方に通院等乗降介助を行います。

取組み状況	第 3 期計画
平成 29 年４月より居宅介護支援事業所を１事業所に統廃合しまた。利用者が効果的かつ効率的に保健・医療・福祉サービスを利用し、自立した生活を営むことができるよう支援を行っています。 利用者数は別表のとおりです。（表 18：P65）	介護支援専門員として基本的な姿勢を保ち、制度に基づき業務を遂行します。また、地域の社会資源を活用した計画を立案していきます。
年間研修計画に基づき、資質向上のための研修会の実施やさまざまな知識取得のための内部及び外部研修会への参加を行っています。	現在の取組みを継続して実施します。
【提案及び結果】 ・介護タクシー、福祉タクシー事業を提案 ⇒平成 26 年度より事業開始 ・訪問介護事業の横出しサービスを提案 ⇒人員不足により保留 ・通所介護事業所の宿泊や延長サービスを提案 ⇒施設設備上不可能と判断	引続き、地域資源を活用できるよう、サービスの企画・提案を実施します。
包括支援センターからの依頼のある困難事例への対応、週 1 回の研修会・事例検討会の実施、記録の充実に努めています。また、主任ケアマネフォローアップ研修会・連絡会議への参加もしています。	現在の取組みを継続して実施します。
圏域の主任介護支援専門員との定期的な連絡会議の実施とその内容を圏域の個々の介護支援専門員につなげ、研修会や意見交換会を開催しています。	今後は地域の課題やニーズ、それに伴う必要なサービス等圏域の声を拾い上げていきます。
平成 29 年４月より訪問介護事業所及び訪問入浴介護事業所をそれぞれ１事業所に統廃合しました。 【訪問介護事業】 認知症を患う利用者の増加に伴い困難事例も増えてきているため、ケースカンファレンスを密に行い対応しています。また、平成２６年度より通院等乗降介助（介護タクシー）を新規事業として実施しました。 【訪問入浴】 緩和ケアにおける入浴が主な利用目的のため、利用期間が短く、利用者数も減少しています。 利用者数は別表のとおりです。（表 18：P65）	現在の取り組みを継続して実施します。 日常生活支援総合事業について山鹿市の動向に留意し、対応していきます。
人材確保を目的に平成 26 年度に「介護職員初任者研修」を実施しましたが、新規採用者は０名であり、効果がありませんでした。	処遇改善等の検討も含め、引続き検討を行います。
毎月のケースカンファレンス、年 2～3 回の合同研修会、個別での外部研修会への参加を実施しています。また、場面ごとに個別への技術・対応の指導も実施しています。	現在の取り組みを継続して実施します。サービス提供時間の増加に伴い、外部研修の機会が減少しつつあるため、研修機会の確保に努めます
利用者の退院時における掃除等を行う保険外サービスを検討し、事業内容・契約書・利用料金等（案）まで作成しましたが、人員不足のため実施できませんでした。	第 3 期計画期間において再度検討を行います。
利用者数は別表のとおりです。（表 18：P65）	現在の取組みを継続して実施します。

	項目		方針
1 介護保険事業（つづき）	④通所介護事業		鹿央デイサービスセンターで入浴・食事の提供等日常生活上の支援や機能訓練を行います。
		①資質向上のための研修会　※	質の高い介護サービスの提供を目指し、研修会に積極的に参加し、業務に必要な知識や技術を習得します。
		②個別援助計画の充実	必要なサービスを確実に提供できるよう、より具体的な個別援助計画を策定します。
		③事業所体制の拡充・検討	事業の運営がスムーズにできるよう、適宜業務分担や各委員会体制の見直しを行います。
		④地域交流の検討	地域住民との交流や専門知識・技術を地域に還元できる機会づくりに努めます。
		⑤職員の確保　※	必要なサービスが適性に提供できるよう職員体制を整えます。
		⑥事業所の特色づくり	利用者、家族、介護支援専門員のサービスに関する要望や地域性等を活かしながら事業所の特色づくりを行います。
		⑦調理・食事面の充実	美味しく栄養のある食事を楽しめるよう検討を行います。

取組み状況	第 3 期計画
実績については毎月分析を実施しています。サービス提供時間は７～９時間を基本とし、利用者様の体調やサービス利用限度額等に応じ、５～７時間、３時間未満のサービスも提供しています。（27 年度よりサービス時間を変更） 必要に応じ理学療法士が自宅訪問し生活環境等に応じたリハビリを計画する等生活の助言を行っています。 利用者数は下表のとおりです。（表 18）	利用者、家族の立場に立ち利用者個々の状況に応じた適切なサービス提供に努めます。 また、業務マニュアルやパンフレットの見直しを行います。
外部研修（認知症、レクリエーション） 内部研修会（介護技術、ケース検討、感染予防） 救急時の対応（救急蘇生法［含 AED 使用　４回/年］）	各職種に応じた外部研修への参加増、内部研修を充実させ、職員の資質向上を図ります。
個別援助計画は作成していますが、介護委員会での検討はできていません。回覧の形で各職種の意見を擦り合わせ作成しています。	介護委員会を開催し、誰が見てもわかり易く具体的な援助が可能な個別援助計画を作成します。また、アセスメント、評価面の充実を図ります。
○各委員会を必要に応じ開催 ・レクリエーション委員会　毎月開催 ・業務改善委員会　必要に応じ開催 ・通所部会、事業所会議　月１回 ○日々の業務分担は業務分担表にて担当を決め実施	毎月各委員会を開催し、課題等を把握、課題解決向けた取組みを実施します。
○米田保育園年長児との交流　２ヵ月に１回 ○かおう保育園との交流　年１回　（平成 28 年度実施なし） ○元気まつりの開催 ○ボランティアによる演芸等の披露（不定期）	かおう保育園との交流を再開します。 また、地域ボランティアの協力を得、月１回のお楽しみ会を開催します。
介護専任以外は兼務職が多いが、支障なくサービスを提供できました。	処遇改善等の検討も併せ、引続き検討を行います。
○平成２７年度よりサービス提供時間を変更 ５～７時間　→　７～９時間 ○自主事業を開始（１回　1，500 円） 要支援の方で週１回・２回しか利用できない方を対象に希望による利用を実施 ○夕食弁当サービス開始（月 10～12 名利用）	現在の取組みを継続して実施します。
○バイキング形式での食事提供（平成２７年度まで） ○セレクトメニューの提供 主菜のみ月１、２回 ○利用者の心身状況に応じた個別食を提供	給食委員会を月１回開催し課題への対応策を検討します。また、個別食への対応を継続します。また、バイキング形式の食事やセレクトメニューを増やし食事の楽しみを増やしていきます。

（表 18）介護保険事業利用者数（３月末現在）

	居宅介護支援事業	訪問介護事業	訪問入浴事業	通院等乗降介助	通所介護事業
平成 25 年度	437 名	207 名	5 名		65 名
平成 26 年度	433 名	184 名	6 名	11 名	59 名
平成 27 年度	402 名	174 名	4 名	27 名	60 名
平成 28 年度	408 名	163 名	3 名	59 名	66 名

	項目	方針
２　障がい福祉サービス	①ホームヘルプ事業（身体・知的・精神障がい者）	障害者総合支援法による身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の方へホームヘルパーを派遣し、在宅生活の支援に努めます。
	②一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定【通称：福祉タクシー】）	在宅サービスに記載済み（Ｐ54～55）
	③児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業	障がいを持つ児童が日常生活における基本的な動作の習得及び集団生活に対応することができるよう適切な指導訓練（グループ療育・個別療育）及び保護者への支援を行います。
	①未就学児の利用促進	鹿本地域療育センター及び各保育園、保健師との連携により、障がいをもつ児童の早期療育に努めます。また、質の高い個別対応のサービスを提供し、未就学児の利用促進につなげていきます。
	②資質向上のための研修会　※	資質向上のための研修会に積極的に参加し、ステップ・スキルアップを図ります。
	③保護者への支援	保護者の相談支援を行い、必要に応じて専門的な話を聞くことができるような体制を整えます。
	④児童発達支援事業・放課後等デイサービス利用者負担金助成事業	児童発達支援事業・放課後等デイサービス利用者負担金の半額を助成することにより、障がい児の早期療育を促進し、利用しやすい環境を整えます。

取組み状況	第 3 期計画
利用者数が増加傾向にあり、専門的知識・技術が必要なサービス提供が求められていますが、適切に対応できています。 利用者数は下表のとおりです。（表 19）	現在の取組みを継続して実施します。
在宅福祉サービスに記載済み（P54～55）	在宅福祉サービスに記載済み（P54～55）
障がいのある子どもの個々のニーズに沿った支援を心がけ、子どもの欲求・気持ちを受容し継続的な信頼関係が築いていけるよう対応しています。また、学習面においても見通しのある課題提供を心がけ実施しています。 利用者数は下表のとおりです。（表 19）	現在の取組みを継続して実施します。 また、指導訓練を行うスペースが限られているため、健康増進課との連携を図り、適切な指導訓練が実施できるよう努めます。
連携により、見学を随時受入れ、利用者の希望により契約を行っています。	乳幼児健診後に相談のため来所された保護者の声を傾聴し、支援方法等のアドバイスを行い、随時契約に結びつけていきます。
年間研修計画に基づき、資質向上のための研修会の実施やさまざまな知識取得のための内部及び外部研修会への参加を行っています。	現在の取組みを継続して実施します。
平成 25 年度をもって保護者会が解散されましたが、平成 29 年度より年 2 回、保護者間の意見交換会の場となる「こじカフェ」を開催しています。回ごとにテーマを決め、心理・作業療法士等による専門的なアドバイスを受けています。	現在の取組みを継続して実施します。
申請・決定件数（延べ）は下表のとおりです。（表 19）	現在の取組みを継続して実施します。

（表 19）障害福祉サービス事業実績

	ホームヘルプ事業 利用者数	児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業利用者数	児童発達支援事業・放課後等デイサービス利用者負担金助成事業件数(延べ)
平成 25 年度	37 名	49 名	228 件
平成 26 年度	41 名	53 名	264 件
平成 27 年度	28 名	52 名	263 件
平成 28 年度	38 名	54 名	238 件

推進項目５　社協体制の強化

	項目	方針
１　組織体制の強化	①経営健全化計画の推進	経営健全化計画（平成 27 年度～平成 36 年度）に基づき、人員適正化、事務事業の見直し等継続して取組みます。また、長期財政推計は、前年度の検証に基づき毎年度、見直しを行います。
	②理事会･評議員会の強化　※	①事業別検討委員会等の設置 執行機関としての機能を高めるため、理事会内に事業別検討委員会の設置を検討します。
		②理事・評議員研修会 理事・監事・評議員会の研修会を企画・実施いたします。
	③（仮称）地区福祉推進委員会の設置検討	地域ごとの事業評価・検証並びに地域代表の理事・評議員の選出母体としての役割をもった委員会の設置を検討いたします。
	④事務局体制の検討	今後の本所・支所のあり方や事業推進体制を引続き検討します。なお、検討に基づき随時、事業推進体制を変更します。
	⑤事務所建設の検討　※	本所・山鹿支所の事務所建設を引続き検討します。
	⑥指定管理施設の管理運営	指定管理を受けている施設の適切な管理運営及び平成３１年度以降への対応を検討します。 〇市の委託事業（平成３０年度まで）であり、平成３１年度からも委託が受けられるよう努めます。
	⑦苦情解決体制の整備	社協が行う様々な福祉サービスに関する利用者等からの苦情や要望又は相談に対し、適切に対応することにより、利用者の権利を擁護するとともに、より良い福祉サービスの提供並びに円滑・円満な苦情解決体制の整備を図ります。
	⑧職員育成の充実　※	社協体制の強化を図るためには、職員一人ひとりの能力を向上させることが必要です。人材育成方針を定め、職種や階層に応じた能力開発を目的として内部研修の実施や外部研修への参加を進めます。また、研修補助制度等を検討します。

（仮称）地区福祉推進委員会

取組み状況	第 3 期計画
事務事業及び長期財政推計の見直し等、経営健全化計画に基づく取組みを実施しました。	現在の取組みを継続して実施します。
未実施	平成３１年度までに事業別検討委員会の方向性を示せるよう努めます。
学識者や県内他市社協局長等を講師に実施しました。 実施状況は下表のとおりです。（表 20）	現在の取組みを継続して実施します。
未実施	平成３１年度までに事業別検討委員会の方向性を示せるよう努めます。
【本所・支所のあり方】 「経営健全化計画」策定時にあり方について事務局内また、理事会・評議員会において協議を行い、「今後も本所・支所機能を活かした組織体制で事業展開を図る。」との方針を決定しました。 【事業推進体制の検討】 総務課・事業課・支所における事業推進体制の見直しを行いました。	協議結果に基づき実施をします。 なお、引続き事業推進体制については、随時、検討・見直しを行います。
平成 28 年度第２回理事会・評議員会にて「当面の間、延期する」との方針を決定しました。	平成３３年度までに事務所建設の方向性を示せるよう検討を行います。なお、検討にあたっては単に事務所を建設するのではなく収益性のある事業を実施する方向性で検討を行うこととします。
百年塾の見直しにより利用者の減少は見られますが、山鹿・鹿北老人福祉センターにおいては、新たなカラオケ器材の導入により、利用者に対して健康体操の実施を行い、健康・体力の維持増進に努めています。 入館者の状況は下表のとおりです。（表 20）	求められている事業の充実・実施に取り組み、平成３１年度からの指定管理施設受託に向け、準備を進めます。
住民からの苦情については、真摯に受け止め対応を行いました。（第三者委員による苦情対応はなし。）	現在の取組みを継続して実施します。
内部研修や県社協等が主催する研修会へ積極的に参加しました。	現在の取組みを継続して実施します。なお、平成３０年度において具体的な「人材育成方針の策定」及び「研修補助制度等」を検討・実施します。

（表 20）役職員等研修会参加者及び指定管理施設利用状況

	役職員等研修会	施設利用者数					
		山鹿	鹿北	鹿本	らんらん	鹿央	菊鹿
平成 25 年度	30 名	15,827 名	6,420 名	1,968 名	630 名	2,132 名	4,971 名
平成 26 年度	31 名	15,838 名	6,933 名	1,883 名	526 名	2,538 名	6,544 名
平成 27 年度	34 名	16,834 名	6,457 名	1,642 名	1,041 名	3,011 名	4,901 名
平成 28 年度	29 名	15,383 名	5,431 名	1,348 名	694 名	2,922 名	4,775 名

	項目	方針
2 財政基盤の強化	①会費　※	①地域福祉を推進する立場から、市民の福祉意識と社協への理解を高めるともに福祉嘱託員との連携による継続加入及び新規加入世帯の開拓に努めます。 ②賛助会員拡大のため、職員、各団体関係者への働きかけや地区座談会等で主旨の理解徹底を図ります。 ③特別会員拡大のため、各法人・団体へ働きかけます。 ④会費の使途について明確にし、市民の理解と協力が得られるよう努めます。
	②寄付金　※	①社協だより「キャッチボール」やホームページにより、寄付金の使途を明確にし、寄付金を有効に活用していることを市民に伝えます。 ②様々な事業や活動、地区座談会、広報紙、ホームページにより社協の存在意義を示すことにより、少しでも浄財をいただけるよう努めます。
	③共同募金配分金（赤い羽根共同募金）　※	共同募金配分金は、赤い羽根共同募金の実績額の約７０％が地域配分として山鹿市で活用できる仕組みとなっているため、以下の取組みを推進いたします。 ①毎年の目標額を達成できるよう努力します。 ②社協だより「キャッチボール」やホームページ、共同募金のチラシにより使途を明確にし、市民の理解と協力が得られるように努めます。 ③イベント型募金や法人・職域募金増強に努めます。
	④介護保険・障害福祉サービス事業収入　※	介護保険法改正等により全体的に収入減となっています。職員確保や質の高いサービス提供並びに事業体制の見直しを図り、安定的な財源確保に努めます。
	⑤市補助金　※	社会福祉協議会の使命と事業の必要性、重要性及び市が推進する地域福祉計画の要となる役割を担うことを示し、安定した運営ができる補助金の確保に努めます。
	⑥その他の補助金	財源確保のため、県社会福祉協議会や他の民間事業所の補助金の活用を図ります。

取組み状況	第 3 期計画
①②例年、福祉嘱託員会議を開催し、顔の見える関係を築き、座談会や福祉学習会を通じて理解促進に努めています。 ③会員規程を改正し、5,000 円を 3,000 円に変更。加入しやすい額とし、共同募金と合わせ各事業所へのお願いを実施しています。 ④座談会、社協だより、会員募集チラシ、ホームページへの掲載により、理解促進並びに啓発に努めています。 会費実績は別表のとおりです。（表 21：P72）	一般・賛助会員については、福祉嘱託員の協力のもとに会員加入の維持に繋がっています。 なお、引続き特別会員の増強に努めるとともに市民の協力と理解が得られるよう事業や啓発活動に努めます。
①毎年定期的に広報紙に掲載しています。 ②座談会や福祉学習会、事業を通じて理解を得られるよう努めています。 寄付金実績は別表のとおりです。（表 21：P72）	現在の取組みを継続して実施します。 なお、引続き市民への理解が得られるよう事業や啓発活動に努めます。
社協だより、共同募金チラシ、区長会、座談会等において使途について周知及び理解促進を図りました。 募金実績は別表のとおりです。（表 21：P72）	共同募金配分金は、主要財源の一つであります。引続き福祉嘱託員・婦人会の協力のもと戸別募金の増強を図ります。 また、事務局としてイベント募金や法人募金の増強のための検討並びに取組みを行います。
職員の資質向上のための研修会の実施及び介護保険事業増収のための取組みとして、「福祉タクシー」や「介護タクシー」を平成 26 年度より実施しました。また、人材確保が厳しい現状があるため、居宅介護支援事業所及び訪問介護・訪問入浴介護事業所の統廃合を平成 29 年度より実施し、事業所の維持並びに事業体制の効率化を図りました。 事業収入・収益実績は別表のとおりです。 （表 22：P72）	介護保険事業所統廃合の検証並びに人材確保に努め、第 3 期計画でも重点事項として取組みます。
「社会福祉協議会連絡調整会議」において山鹿市と協議を行いました。運営費補助から事業費補助への変更となりました。 補助金額は別表のとおりです。（表 22：P72）	引続き、山鹿市との協議を継続して実施し、安定した運営が可能となるよう補助金確保に努めます。なお、必要に応じ、理事会等において協議します。
生活福祉資金相談等体制整備事業補助金やキャリアアップ助成金を活用しました。他にも、車イスの寄贈、講師派遣費用等の活用をしています。	現在の取組みを継続して実施します。

	項目	方針
3　行政とのパートナーシップ	①社会福祉協議会連絡調整会議　※	社会福祉協議会連絡調整会議にて計画と評価の協働実施や補助金のあり方について定期的に協議し、連携強化に努めます。
	②関係部局の連携強化 ※	地域住民の生活課題に対応していくためには、福祉部門だけではなく、教育・環境・住宅・観光など関係部門との横断的な連携・協働による取組みが必要であり、更なる連携強化に努めます。

（表 21）会費・寄付金・共同募金実績

	会費	加入率	寄付金	共同募金	達成率
平成 25 年度	15,798,000 円	78.0%	10,915,098 円	9,488,795 円	92.8%
平成 26 年度	15,575,000 円	77.1%	10,509,793 円	9,018,481 円	88.2%
平成 27 年度	15,406,000 円	76.7%	8,475,073 円	8,994,036 円	88.0%
平成 28 年度	15,586,500 円	77.1%	10,420,399 円	9,164,694 円	90.6%

（表 22）介護保険・障がい福祉サービス事業収入・収益額及び市補助金額

	事業収入	事業収益	市補助金額	
平成 25 年度	280,106,290 円	34,559,574 円	33,691,000 円	運営費補助
平成 26 年度	292,295,947 円	39,871,927 円	33,691,000 円	〃
平成 27 年度	287,503,772 円	37,782,619 円	30,322,000 円	〃
平成 28 年度	277,482,681 円	34,372,660 円	29,173,461 円	事業費補助

取組み状況	第 3 期計画
市福祉部との連絡調整会議を必要に応じて実施し、行政との連携に努めています。	現在の取組みを継続して実施します。 また、地域福祉計画や地域福祉活動計画の進捗状況及び評価の協働実施、補助金のあり方について協議を行います。
事業や個別支援において関係部門との連携により業務を行っています。	現在の取組みを継続して実施します。 また、関係部門との更なる連携強化に努めます。

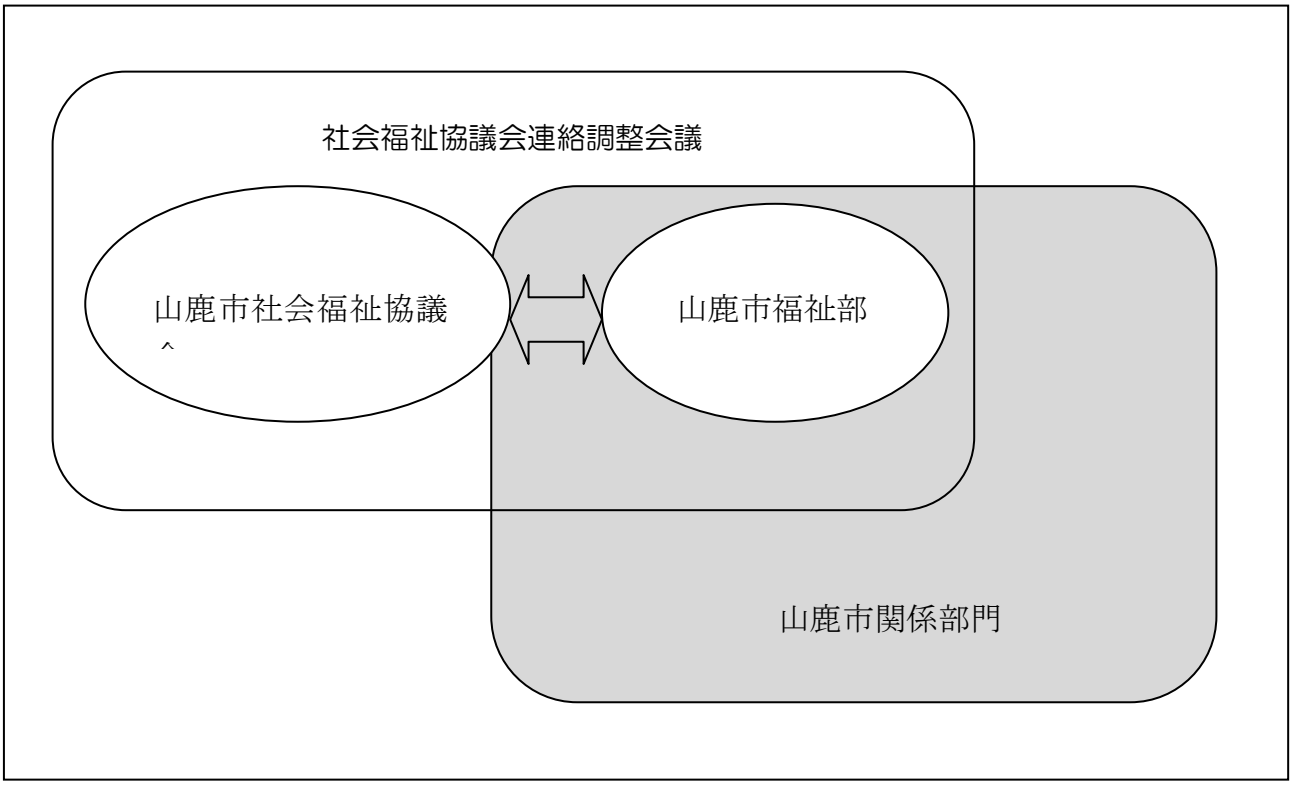

第４章　計画の進行管理と評価

１．年度ごとの進行管理と評価及び次年度への反映

２．評価・検証の方法

１．年度ごとの進行管理と評価及び次年度への反映

計画の実行・成果・課題・見直し改善については、ＰＤＣＡ方式（下図参照）による事務局内の進行管理と評価を毎年度実施します。

また、理事会・評議員会において、年次計画と事業実施状況の対比や進捗状況の把握・分析を実施しながら管理と評価を行い、次年度の事業計画へ反映します。

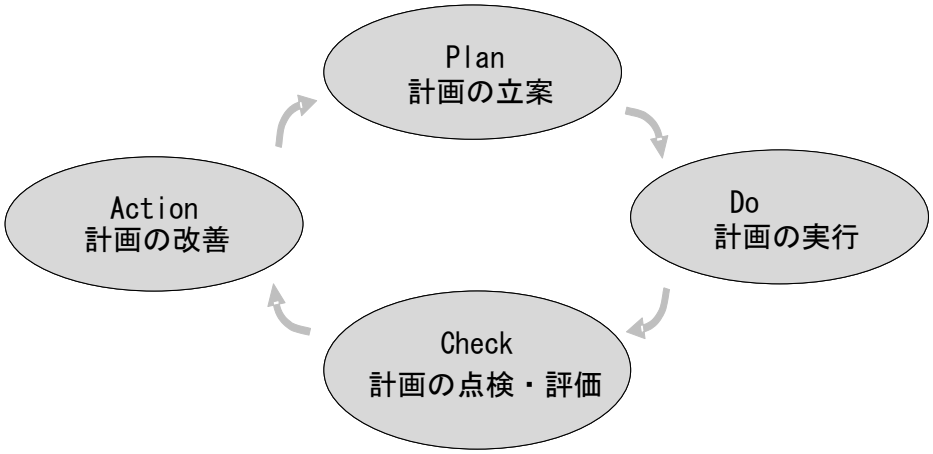

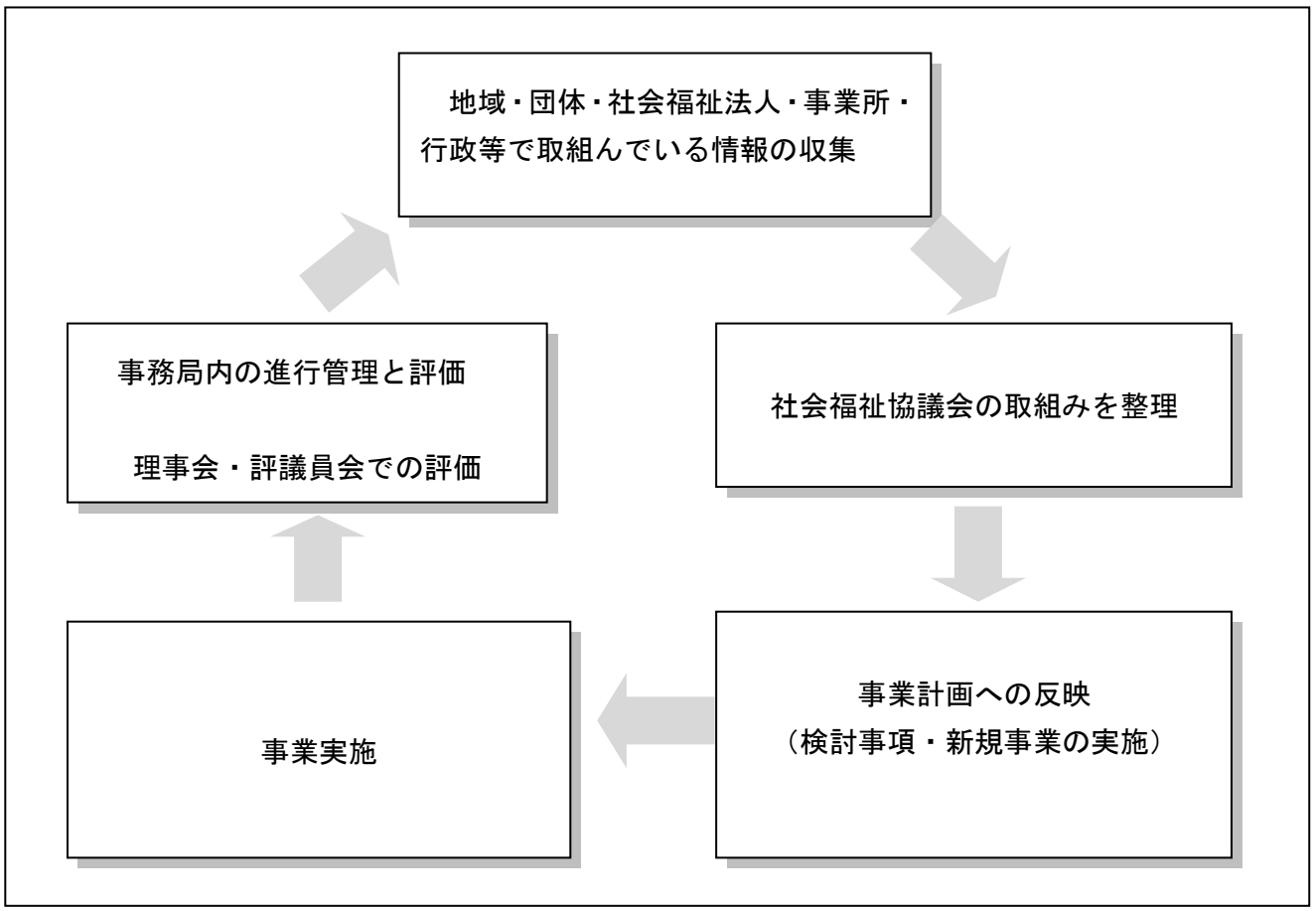

２．評価・検証の方法

本計画の個別事業の表（表１）を基に、年度の取組みをまとめ、評価し次年度への反映を（表２）のように整理します。

（表１）

項目	方針	取り組み状況	第３期計画
①福祉実態調査	民生委員・児童委員の協力のもとに「要援護者の把握」「災害時要援護者の支援体制並びに平常時の見守り体制の確立」「新たなニーズへの ～以下略～	現行の調査内容に基づき継続して実施しました。 ○調査内容 ①一人暮らし高齢者 ②高齢者世帯 ～以下略～	現在の取組みを引続き実施します。 民生委員・児童委員との更なる連携を図り、実態把握及び見守り体制づくりに活用します。また、避難行 ～以下略～

（表２）

項目	方針 必要に応じて修正	平成○年度 の取り組み	評価	次年度への反映
①福祉実態調査	民生委員・児童委員の協力のもとに「要援護者の把握」「災害時要援護者の支援体制並びに平常時の見守り体制の確立」 「新たなニーズへの ～以下略～			

計画期間での取り組みの評価の蓄積

地域状況の変化への対応

法制度や社会状況の変化への対応

資　料　編

１.「 社協・生活支援活動強化方針」～概要～

２. 策定経過

３. 策定実施要綱

４. 策定委員会設置規程

５. 策定委員等名簿

１．「社協・生活支援活動強化方針」～概要～

「強化方針」は、今日の地域における深刻な生活課題や孤立などの地域福祉の課題に応える社協活動の方向性と具体的な事業展開について「行動宣言」と「アクションプラン」として示している。

「強化方針」の柱

○あらゆる生活課題への対応	○地域のつながりの再構築

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行う。

小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・ＮＰＯ団体、地域の各種団体との協働の取組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりをすすめる。

「強化方針の柱」の実現のために強化すべき行動（第２次アクションプラン）

１．アウトリーチの徹底	２．相談・支援体制の強化		取組み全体の共通事項
	総合相談体制の構築	生活支援体制づくり	４．行政とのパートナーシップ
ステップ①②	ステップ①②	ステップ①②	ステップ①②
⑴小地域を単位にしたネットワークの構築 ⑵コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の確保・育成 ⑶新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展開	⑴相談窓口の総合化と職員のチーム対応力の向上 ⑵部門間横断の相談支援体制づくり ⑶既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応	⑴多様な生活課題に対する生活支援サービスや福祉活動の開発・実施 ⑵在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応 ⑶住民組織、社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア・ＮＰＯ等とハローワークや教育機関などとの連携による自立支援プログラム等の開発・実施	⑴担当部門を超えた行政との連携強化 ⑵行政と協働した地域福祉推進に向けた計画と評価 ⑶権利擁護等に関する行政との取組み強化

（新）３．地域づくりのための活動基盤整備

ステップ①②

⑴小地域における住民福祉活動の組織と活動拠点の整備（小学校区程度）
⑵住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の拡充
⑶地域づくりに向けた人材確保・育成
⑷住民参加の連携・協働の体制づくり

２．策定経過

山鹿市社会福祉協議会第３期地域福祉活動計画策定の経過について

平成１８年度	山鹿市が山鹿市総合保健福祉計画（山鹿市地域福祉計画：平成１９年度～２８年度〈中間見直し・平成２３年度〉）を策定
平成１９年度	山鹿市社会福祉協議会が第１期地域福祉活動計画（平成２０年度～平成２４年度）を策定
平成２３年度	山鹿市が平成１８年度に策定した山鹿市総合保健福祉計画（山鹿市地域福祉計画）の中間見直しを実施
平成２４年度	山鹿市社会福祉協議会が第２期地域福祉活動計画（平成２５年度～平成２９年度）を策定
平成２９年度	山鹿市社会福祉協議会が第３期地域福祉活動計画（平成３０年度～平成３５年度）の策定を行うため、以下の取組みを実施

●アンケート調査

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」策定に関するアンケート調査を実施

①実施方法・時期：郵送による配布回収・平成２９年８月１日～３１日

②対象者：３，０００名（住民基本台帳をもとに２０歳以上の方から無作為抽出）

●プロジェクトチーム会議

第１回　平成２９年　９月１２日	①策定方法について ②第２期計画の評価について ③職員ワークショップ ④第１回策定委員会について ⑤今後のスケジュール
第２回　平成２９年１０月１３日	①アンケート集計及び分析報告 ②第２期計画の評価について ③計画期間の変更について
第３回　平成２９年１２月２２日	①職員ワークショップ報告について ②第２期計画における主な課題について ③第３期計画における主要事業の設定について ④地域福祉活動計画の構成について ⑤地域福祉活動計画体系について ⑥個別事業計画について
第４回　平成３０年　１月２９日	①第３期計画素案について

●策定委員会

第１回　平成２９年１１月１３日	①委員長、副委員長の選任について ②第２期計画の評価について ③アンケート調査集計結果について ④その他
第２回　平成３０年　２月２２日	①第３期地域福祉活動計画の素案について

●職員ワークショップ

平成２９年　９月２６日	通所介護事業所
平成２９年　９月２６日	児童支援事業所
平成２９年　９月２７日	後見センター
平成２９年１０月　３日	総務課
平成２９年１０月　６日	訪問介護事業所
平成２９年１０月　６日	サロン部会
平成２９年１０月１０日	居宅介護センター
平成２９年１０月１９日	地域福祉班

３．山鹿市地域福祉活動計画策定実施要綱

（目的）

第１条　山鹿市の地域福祉の現状を明らかにし、これに応えるための施策を民間の立場から総合的に推進し、山鹿市社会福祉協議会が進むべき方向性を示すものとする。また、山鹿市地域福祉計画、全国社会福祉協議会が示した「全社協福祉ビジョン２０１１」を踏まえつつ、住民参加による日本一の福祉のまちづくりを目指していくための計画策定を行うことを目的とする。

（策定の内容）

第２条　策定の内容については、主に次のとおりとする。

⑴背景・目的
⑵計画の期間
⑶福祉の現状と課題
⑷骨子の設定
⑸基本目標の設定
⑹基本計画の項目設定
⑺推進項目の設定
⑻個別計画の設定
⑼調査等の資料
⑽その他必要な事項

（策定期間）

第３条　計画の策定期間については、平成２０年度を初年度として平成２４年度までの５年を第１期計画期間とし、５年ごとに見直しを行うものとする。なお、山鹿市地域福祉計画の策定期間の変更に伴い第３期計画より６年ごとに見直しを行うものとする。

（策定委員会の設置）

第４条　計画を策定するにあたり策定委員会を設置する。なお、策定委員会は別に定める設置規程によるものとする。

（委任）

第５条　この要綱の定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１７年１月１５日から施行する。
この要綱は、平成２９年１１月１日から施行する。

４．山鹿市地域福祉活動計画策定委員会設置規程

（目的）

第１条　この規程は、地域福祉活動計画の策定の趣旨に基づき策定に関する事項を協議するため、山鹿市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員の任務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について協議する。

⑴　地域福祉活動計画の策定に関すること。

⑵　その他地域福祉活動計画に係る重要事項に関すること。

（委員）

第３条　委員会の委員は、１５名以内とする。

２　委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

⑴学識経験を有する者

⑵社会福祉事業の関係者

⑶保健・医療事業の関係者

⑷各住民・ボランティア団体の関係者

⑸その他会長が必要と認める者

３　委員の任期は、地域福祉活動計画策定完了までの期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会）

第５条　委員会は必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

（意見の聴取等）

第６条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（作業部会）

第７条　委員会に、地域福祉活動計画の策定に関する事項について調査検討させるため、作業部会を置くことができる。

２　作業部会は、公募及び推薦による班員をもって構成する。

３　作業部会に班長を置き、班員の互選によりこれを定める。

４　作業部会の運営に関し、必要な事項は、作業部会により決定する。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、社会福祉協議会事務局において処理する。

（委任）

第９条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１７年１月１５日より施行する。

５．第３期山鹿市地域福祉活動計画策定委員会委員等名簿

【策定委員】

No.	氏　名	備　考
１	脇　山　清　隆	嘱託員連合会代表
２	阿蘇品　宗　旭	民生児童委員協議会代表
３	大　野　朗　久	福祉施設代表
４	本　田　健一郎	ボランティア代表
５	西牟田　　長	老人クラブ代表
６	松　尾　和　子	婦人会代表
７	栗　原　辰　也	社会福祉事業について学識経験を有する者（うち１名は行政代表）
８	戸　次　由　夫	
９	堤　　次　雄	地域代表（山鹿）
１０	本　田　隆　一	地域代表（鹿北）
１１	松　岡　聖　子	地域代表（菊鹿）
１２	荒　尾　智恵子	地域代表（鹿本）
１３	小　田　英　二	地域代表（鹿央）

【プロジェクトチーム】

No.	氏　名	備　考
１	稗　島　直　博	事務局長兼事業課長
２	原　口　幸　子	総務課長兼総務係長
３	大　木　純　一	成年後見センター長
４	廣　瀬　卓　三	事業課地域福祉係長
５	下　川　浩　美	事業課介護保険係長
６	宇　土　勇　児	成年後見センター係長
７	立　山　史　訓	鹿北支所統轄
８	石　井　伸　江	菊鹿支所統轄
９	古　家　淳　宏	鹿本支所統轄
１０	鬼　塚　知　宏	鹿央支所統轄
１１	河　内　寿　子	居宅介護センター主任
１２	吉　里　郁　代	ヘルパーステーション主任
１３	本　田　裕　恵	デイサービスセンター主任
１４	栗　原　美　紀	児童支援事業所主任
１５	山　下　　陽	福祉課審議員（アドバイザー）

【策定コンサルタント】

氏　名	備　考
佐　伯　謙　介	ひとちいき計画ネットワーク代表取締役

山鹿市社会福祉協議会　第３期地域福祉活動計画

発行・編集　社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会
〒８６１－０５３１　熊本県山鹿市中５７８番地
電話（０９６８）４３―１１３４
発　行　日　平成３０年3月

第３期山鹿市地域福祉活動計画

平成３０年３月

山鹿市社会福祉協議会